
論 説

Negotiator をめぐる

ヨハン・アウグスト・エルネスティ (1707–1781)

田 中 実

1. はじめに
2. シゴニオ (1524–1584) とオトマン (1524–1590)
3. ヨハン・アウグスト・エルネスティ (1707–1781)
4. おわりに

1. はじめに

本稿は、OLD では、宗教上の意味を除くと One who engages in commerce, a wholesale trader or dealer, Georges では、Bankier, Großhändler, jeder Handelsmann, Händler, Kaufmann そして der Geschäftsführer, Le Grand Gaffiot でも、*esclave préposé à un commerce, commis* (D.32.65pr. を援用) の訳語が加えられるにすぎない negotiator について、非法学文献を駆使してその意味を探求した人文主義者、人文主義法学者、そして文献学者の *érudition* を確認し、お馴染みの *philosophical history* や本格的な歴史叙述つまり今日我々が歴史学の作品と考えているものとの関係に一定のイメージを持つためのささやかな資料を提供するものである。単語の意味が通時的に変遷することや、共時的にも多義的であることは言うまでもないが、negotiator を選んだのは、古代ローマ共和政末期から帝政初期における経済活動のみならず社会構造を理解する上で重要な鍵になるものと考えてのことである。具体

的には、早期に『ローマ市民の古来の権利・法』の一章で、negotiator と mercator の違いに注目し、キケロやリウィウスなどに依拠してその厳密な意味の探求を試み指針を与えたモデナの人文主義者カルロ・シゴニオ (Carlo Sigonio, Sigonius, 1524-1584)¹⁾、同じ年に生まれ『キケロ弁論集註解』と『法律用語辞典』を通じてこの問題に取り組んだ人文主義法学者フランソワ・オトマン (François Hotman, Franciscus Hotomanus, 1524-1590)²⁾、及び、法学博士号を取得した (1737 年) ばかりの若者に宛てて小論『negotiator について』を捧げ、人文学の手法や成果を披露しキケロの時代を中心に negotiator の意味を明らかにしたライプツィヒの神学者・文献学者ヨハン・アウグスト・エルネステイ (Johann August Ernesti, 1707-1781) が主たる検討対象である³⁾。

- 1) シゴニオについては、さしあたり William McCuaig, *Carlo Sigonio: The Changing World of the Late Renaissance*, Princeton N.J. 1989, 拙稿「カルロ・シゴニオ『民事裁判について』覚書：一六世紀人文主義者によるローマ民事裁判素描」『法政研究』(九州大学) 70 卷 4 号 (2004) 423-455 頁, 拙稿「カルロ・シゴニオ (1524-1584) の共和政ローマ刑事裁判素描——審理開始まで」『南山法学』38 卷 3・4 合併号 (2015) 185-241 頁を見よ。
- 2) オトマンの著作については、Donald R. Kelly, *François Hotman. A Revolutionary Ordeal*, Princeton 1973, p.353-359 を参照。
- 3) エルネステイについて、まずは Rudolf Pfeiffer, *History of Classical Scholarship 1300-1850*, Oxford 1976, p.171-172 を参照。彼の主著『新約聖書解釈者提要』(*Institutio interpretis novi testamenti*, Lipsiae 1761) は、その prolegomena で、解釈学一般を扱うにあたり、解釈を、書かれたものの判断なり考えを理解すること *subtilitas intelligendi* (sound understanding) と適切に説明すること *subtilitas explicandi* (skilful in explanation) に分けている (§4-§8)。彼の叙述がきっかけとなり、後者 (*Kunst des Darstellens*) はそれ自体解釈の対象となるものとして、前者 (*Kunst des Verstehens*) のみを研究対象とする、シュライエルマッハーを嚆矢とする近代解釈学の確立を促すことになる。安酸敏眞『歴史と解釈学——《ベルリン精神の系譜学》——』知泉書館 (2012) 51-55 頁, 「シュライエーマッハーにおける一般解釈学の構想」『北海学園大学人文論集』50 卷 (2011) 28-31 頁参照。エルネステイの『提要』については 1809 年版の抄訳 Johann August Ernesti (Moses Stuart (tr.)), *Elements of Interpretation*, Andover 1822 や英訳 idem (Charles Hughes Terrot (tr.)), *Principles of Biblical Interpretation*, vol.1-2, Edinburgh 1842-43 が出版され、本稿で問題とする単語の歴史的な理解などは、アメリカの聖書文献学へ影響を与えた。James Turner, *Philology. The Forgotten Origins of the Modern Humanities*, Princeton 2014, p.218. 彼の『通俗哲学

前二者の作品は短い章又は註釈や用語項目の類いに過ぎず、最後の作品がヨリ充実している。しかしシゴニオが、我々が関心を持つアプローチのパイオニアとも言え、ローマ市民の法、権利、裁判の実相に迫った第一級の人文主義者であり、彼の説明は出発点として律儀に紹介するに値すると思われる。オトマンは、法学者として著名であり他の二人との対比の意味も持つが、パイオニアとしての意味も明らかになる。エルネスティは、法学や社会構造の歴史叙述において重要な人物ではないが、シュライエルマッハーも彼に取り組んだように、近代的な聖書解釈の出発ともいえる学者であり、ゲーテも彼のキケロに関する講義を聴講していたことを述べているように⁴⁾、小論でもキケロを詳細に検討しており、オーソドックスな文献学者が、古典古代の作品ひいては古典古代に取り組む方法なり姿勢を伝えている。いずれの作品についても——原則として近代校訂版に頼るという意味で不十分ではあるが——援用されている古典文献や近世の研究文献の箇所の内容を確認し紹介し、その内容や方法を確実に理解することに努める。本稿の主たる目的は、実証主義以前の *érudition* を披露する叙述の特徴とその内容的な成果を知ることであるが、最後の「おわりに」では、いわば副産物として、ある単語につき、今日利用しやすいものの中どの辞典なり事典で *nachschlagen* するのが好ましいか、*negotiator* を例に、確認したい。なお、以下の書名で著者名のないものはすべてキケロの作品である。

序奏』(*Prolusio de Philosophia populari*, Lipsiae 1754) は、講壇哲学に对置される通俗哲学の *Gründungsschriften* とされてきた。Christoph Binkelman et al., *Einleitung*, p. v, derselbe, *Die Zeit der Popularität ist gekommen*, in: derselbe et al. (Hrsg.), *Denken fürs Volk: Popularphilosophie vor und nach Kant*, Würzburg 2016, S. 179–195, 小谷英生「哲学的プロジェクトとしてのドイツ通俗哲学：エルネスティ『通俗的な哲学についての序説』」『一橋大学社会科学古典資料センター年報』35号(2015) 3–16頁参照。

- 4) ゲッティンゲンでの勉学を反対されたゲーテにとってエルネスティはライプツィヒでの明るい光になるはずであった。しかしエルネスティのキケロ「弁論家」講義 (*Vorlesung Ernestis über Ciceros »Orator«*) は実例を提供するが、ゲーテが求めた判断基準を示してくれなかった。ゲーテ (山崎章甫訳) 『詩と真実』第二部、岩波文庫 (1997) 54頁, 80頁。

2. シゴニオ (1524–1584) とオトマン (1524–1590)

シゴニオ

シゴニオは『ローマ市民の古来の権利・法』(1560年)2巻10章を、mercator と negotiator 概念の探求にあてている。短い叙述であるが、ローマ市民、イタリアそして属州を区別してローマを描いたパイオニアには第一級の解説が期待でき⁵⁾、エルネスティが援用しない——例えばリウィウス『ローマ史』などの——文献箇所が指示されており、考察の出発点となろう。

彼はまず、mercator を、「我々が多く有するものを持ち出し(輸出し)、我々に欠けているものを運び入れて(輸入して)利益をあげる者のことである」(Mercatores autem appello, qui iis rebus quibus abundamus, exportandis, et iis, quibus egemus, invehendis quaestum faciunt) と定義し、『義務論』1巻(XXXII.115)及び大カトー『農業論』前書を援用し、こうした業によって利益を上げることが、前者では賞賛され⁶⁾、後者もその証左を提供しているとする。もっとも当該箇所では、ケクロは小規模な商業は卑しいもの(sordidus)と見られるのに対して、ウソ偽りなく(sine vanitate)大規模な流通に携わる者は非難されるべきでなく(non vituparandus)、そして港から陸に上がり農地に(in agros possessionesque)移ることが称賛されている、とする。大カトーは、危険を伴わ

5) Carolus Sigonius, *De antiquo iure civium Romanorum libri II*, Venetiis 1560, lib. II. cap. X, p. 185–187, idem, *Opera*, tom. V, Mediolani 1736, lib. II. cap. X, col. 232–235 を利用した。1560年に *De antiquo iure civium Romanorum libri II* 及び *de antiquo iure Italiae libri III* が出版された後、1567年には *de antique iure provinciarum libri III* が出版され、さらに1573年には *de iudiciis libri III* を加え、*De antique iure populi civium Romani libri II*, *De antiquo iure Italiae*, *De antique iure provinciarum III* の4部作となり、1576年には *De antique iure civium Romanorum, Italiae, provinciarum, Romanae iurisprudentiae iudiciis libri XI* との書名でポローニャで出版される。McCuaig, *Carlo Sigonio*, supra not. 1, p. 346–355 (ここでの Bibliography は網羅的ではない)。

6) Cicéron (Maurice Testard (tr.)), *Les devoirs*, livre I, Paris 1965, p. 164.

ないなら商業から利益を上げること (mercaturis rem quaerere) は時に好ましい (interdum ... praestare) と述べている⁷⁾。次に『ストア派のパラドックス』(VI. II. 46) を援用し、キケロが、誠実に利益を求める者 (qui honeste rem quaerunt) の活動として、労務提供 (operis dandis)、公共事業の引受け・請負 (publicis sumendis) と並んで、商業 (mercaturis faciendis) を挙げていることを指摘する⁸⁾。このようにキケロの時代にあつて商業 (mercatura) の社会的評価が悪くなかったことを確認した後、シゴニオは、本来的な名称にぴったりくる mercator と negotium を行う negotiator と呼ばれる者がおり、推測の域をでないとはいえ (ni me coniectura fallit)、前者は、仮に利益獲得のために属州に数か月滞在することがあつたとしてもローマに住所・住居と家族 (domicilium familiae) を有している者であるのに対し、後者は、属州に本拠 (sedes) と自己の財産の住所 (domicilium) を定めた者であると明確な区別を提示し⁹⁾、早くも、次に見るオトマン同様に、本拠が属州か否かという基準を提供している。推測の域を出ないと遠慮がちに述べているこの区別の認識は、後代に受け継がれてゆく。彼は証左として、ローマには mercatores の職業団体 (collegium) があつたように、属州には negotiator のローマ市民の団体 (conven-

7) Caton (Raoul Goujard (tr.)), *De l'agriculture*, Paris 1975, p.9. 大カトーが、質実剛健な農業社会に育まれたローマ古来の遺風の維持を主張する一方で商業での利益追求に熱心であつたことは夙に知られている。cf. Plutarcus (Theodor Doehner), *Cato Major, Paralella seu Vitae Paralellae, Graece et Latine*, in: *Opera*, tom. I, Parisiis 1857, XXI. fol. 416-417. プルターク (河野与一訳) 「マルクス・カトー」『英雄伝 (五)』岩波文庫, 77-78 頁を見よ。

8) Cicéron (Jean Molager (tr.)), *Les paradoxes des stoïciens*, Paris 2021, p. 126. « qui honeste rem quaerunt mercaturis faciendis, operis dandis, publicis sumendis ».

9) 「これに対して、negotiator というのは、属州に本拠 (sedes) と自己の財産の住所を定めた者」(negotiatores vero eundem sequuti quaestum in provinciis sedem, ac domicilium fortunarum suarum collocarunt) であるとしている。ここでは domicilium を「住所」、D. 50.1 には現れない sedes を「本拠」と訳す。前者を本拠と訳される場合の意義については、京都大学ローマ法研究会 (代表 林信夫) 訳「学説彙纂第五〇巻第一章邦訳 (一)」『法学論叢』163 巻 6 号 (2008) 182-185 頁を見よ。さらに「domicilio」。田澤五郎編著『スペイン語法律・経済用語辞典』郁文堂 (2012) を参照。

tus) があったことを指摘する¹⁰⁾。そして、国民の命によって、メルクリウス神に神殿を奉獻することを委ねられた者たちが商人団体の設立 (mercatorum collegium instituere) を決めたとするリウイウス『ローマ史』(2巻27)の報告から、ローマにおける団体の設立年(ローマ暦259年, 前495年)を確認する¹¹⁾。さらに挙げられるのはオウィディウス『祭暦』(Fasti)5巻で、メルクリウスの祭日に商品を売ることを業としている者なら誰であっても (quicumque suas profitentur vendere merces) 儲けを願って香を焚くとされており、mercatorが広く商品売買に携わる者と理解されていたことが確認される¹²⁾。

次に援用される三つの法廷弁論はアジアとガリアに経済的基盤を有するローマ市民の存在を確認するものである。一つは、『マニリウス法弁護又はポンペイウスの命令権(ポンペイウスへの全権委任法)について』(以下『マ

10) ここで collegium と比較されている conventus について, Ernesti, *Clavis Ciceroniana sive Indices rerum et verborum Philologico-critici*, in: idem, *Opera Ciceronis*, 3. ed., Halae 1769, s.v. Conventus は, «3. inprimis autem conventus dicuntur cives Romani, qui in eiusmodi urbe negotiandi causa domicilium sibi constituerunt. Verr. II. 12 ex civium R. convent. ibid. V. 36. is est conventus Syracusis civium Rom. cf. V. 5. II. 13. et c. vid. Gron. Obs. III. 22» (s.p.) とする。

ちなみに s.v. conventus (Graham P. Burton), Simon Hornblower et al. (ed.), *The Oxford Classical Dictionary*, 4th ed., Oxford 2012, p. 371a–b. は, イタリア人の海外での associations と属州での assizes の二つに分けて解説する。また negotiator と mercator の区別に関する近年の議論で Claire Feuvrier-Prévotat, *Negotiator*, infra not. 146 は, negotiator がローマの官吏と特権的な関係を維持するローマ国民の communauté に強く結びついていたことにも繋がるとする。Jean Hatzfeld, *Les trafiquants Italiens dans l'Orient hellénique*, Paris 1919, p. 257–273. 裁判, 裁判管轄を含めた問題につき後註 17 を見よ。

11) Tite-Live (Jean Bayet (txt.) / Gaston Baillet (tr.)), *Histoire Romaine*, tom. II, Paris 1962, p. 39.

12) さらに、『弟クイントゥス宛書簡集』106 (II.5) から, ローマの騎士フラックスがそのメルクリウス組合から追放された事態を報告しており, 書簡の日時 (56年4月9日) 前後での組合の存在が確認される。cf. Cicéron (L.-A. Constans (tr.)), *Correspondance*, tom. II, Paris 1963, p. 149, Cicéron (Léopold-Albert Constant, Jean Bayet et Jean Beaujeu (tr.)), *Correspondance. Lettres 1 à 954*, Paris 2021 (以下, Cicéron, *Correspondance*, 2021), [106] p. 171–172.

ニリウス法』(VII.17-18)で、自身の優れた属州統治を自慢する文脈で、属州アジアでの戦いに多くのローマ市民の財産がかかっており、この属州がとりわけ *homines honestissimi atque ornatissimi* である徴税請負人 (*publicani*) の事業や財産の基盤 (*rationes*) であること、そして貢租の徴収に携わる階層 (*ordo, qui exercet vectigalia*) こそ、他の階層を支えている (*firmamentum ceterorum ordinum*) ことを強調している。『フォンテイウス弁護』(X.11)は、ガリア総督の圧政で借換え (*versura*) のために莫大な借金をしたのが¹³⁾、ガリア人ではなくローマ市民であったとして、ガリアにおいて経済活動を行うローマ市民の存在が強調されている。この箇所は後にも別の観点で利用されるが、ここでは同じ『フォンテイウス弁護』(XX.46)を続け、属州ガリア・トランスアルピナで、被告人フォンテイウスを擁護するローマ市民を、父祖の法と慣習の定めに従い、公務・兵役免除 (*excusatio*) を行使しようなど考えもしないと讃える箇所では、こうしたローマ市民として、*publicani, agricolae, pecuarii, ceteri negotiatores* を列挙している箇所である。このようにシゴニオは *negotiator* の解明にあたって、東西の属州をバランスよく例示する。もともと、この *ceteri* を、「その他 *negotiatores*」と解さないで「その他の *negotiatores*」と解すると、*negotiatores* が上位(類)概念にもなり、後に見るように、そのような議論もあった。

次に、属州シキリアの特性を賞賛している『ウェッレース弾劾』第2回公判(第2演説)(III.6)が挙げられる。そこで、キケロは、多くの富裕なローマ市民を支えているのが、市民が労苦なく遠征し自由に事業を行う (*negotium gerant*) ことのできる、忠実でありしかも利益をもたらす隣接の〔このシキリアという〕属州 (*propinqua fidelis fructuosaque provincia*) であることを指摘し、ローマ市民の中で、利益を得てシキリアから離れるのではなく、とどまって本拠と住所を置く者の活動として、農耕経営 (*arare*)、放牧・牧畜 (*pascere*) と、

13) この *versura* の理解については、不十分ではあるが、拙稿「サヴィニー (1779-1861) と重利についての覚書」『南山法学』44巻3・4合併号 (2021) 44-45頁及び註73-77を見よ。

negotiari を列挙している¹⁴⁾。そして negotiatores への侵奪行為 (spoliare) を糾弾する中で、彼らがシキリアから査問法廷の設置を求めてローマに赴かないことを述べて、ウェッレースによってアプロニウスの不法のなすがままにされたローマ人の騎士たち (Equites Romanos ad Aproni iniurias dedisti) と騎士身分であることを明らかにしている『ウェッレース弾劾』第 2 回公判 (第 3 演説) (XLI.96) を挙げ、さらにローマの騎士階級も negotiator の出であることを疑うべき理由はないとして、ルキウス・ラエキウスをパノルムスでのローマの輝かしい騎士だとする『ウェッレース弾劾』第 2 回公判 (第 5 演説) (LXII.161) を証左とする。こうした negotiator が基本的にはローマを離れた属州在住者であることを示すものとして『アッティクス宛書簡集』45 (I.18) も援用される。そこでは、不在者には恣意的で不利な結果となりかねない戸口調査に、negotiator は調査終了後の儀式 (lustrum) の最中に駆けつけるものだと言われている箇所である¹⁵⁾。

続けてシゴニオは、属州では審判人・裁判人は、negotiari していたローマ市民たちの conventus に基づき、総督によって (praetoribus) 選ばれるのを常としたことを「私は読んだ (legi)」としているが、その箇所を挙げていない。このため、後に文献学者グラエウィウス (Johannes Georgius Graevius, Johann Georg Greffe, 1632–1703) は¹⁶⁾、こうした conventus などなく、存在したのは

14) Cicéron (H. de la Ville de Mirmont (tr.)), *Discours*, tom. III, Paris 1960, p. 49 «partim mercibus suppeditandis cum quaestu compendioque dimittit, partim retinet, ut arare, ut pascere, ut negotiari libeat, ut denique sedes ac domicilium conlocare»

15) Aegidius Forcellini, *Totius Latinitatis lexicon, consilio et cura Jacobi Facciolati, opera et studio Aegidii Forcellini alumni seminarii Patavini, lucubratum*, Patavii 1771 (tom. I (A–C) tom. II (D–L) tom. III (M–R) tom. IV (S–Z)) (以下 Forcellini, *Lexicon*, 1771). この辞典は 1771 年以降、イタリアとドイツで増補改訂版が出版され、新しいものとして 1864–87 年の 4 巻本もある。タイトルにもかかわらず、もっぱら Forcellini の単著であることにつき、Charles E. Bennett, *The Authorship of the Forcellini Lexicon*, in: *The Classical Weekly*, Vol. 5, No. 5 (1911), p. 34–37 を見よ。cf. Forcellini, *Lexicon*, tom II, 1771, fol. 162a, Forcellini, *Totius latinitatis lexicon*, Prati 1865, fol. 749a. s.v. Lustrum. «Hoc dicit Cicero, quia negotiatores, cum plerumque Roma abessent, tardissimi omnium ad censendum adesse solebant.»

16) Johannes Georgius Graevius, Praefatio, in: *Thesaurus antiquitatum Romanarum*,

oppidum であり、ここで属州において negotiari していたローマ市民の中から事件ごとに裁判人を任命していたとして、レイデン大学でギリシャ語の講座を担当したドイツ人のヨハン・フリードリヒ・グロノウィウス『観察』(Observationes) 3 卷 22 章 (Johann Friedrich Gronovius, Gronow, 1611–1671) を挙げている¹⁷⁾。

tom. I, Lugduni Batavorum 1694.

- 17) S.v. Gronovius (Bierma), in: P. C. Molhuysen et al. (red.), *Nieuw Nederlandsch Biografisch Woordenboek*, 1. deel., Leiden 1911, col. 989–992. この『観察』は 1639 年に出版されグロティウスからも好意的な評価を受けた。Johanes Fredericus Gronovius, *Observationes*, Lipsiae 1755, lib. 3 cap. 22, p. 481–482. «Sed Tacito extra conuentum est extra oppidum et Batavorum. *Conuentus* dicebant Romani oppida in provinciis selecta, in quibus Praetores et Proconsules conuentus agebant, et pro tribunali ius reddebant occurrentibus eo ad diem edictam qui in circumiectis locis et horum alicui attributis lites habent. Cicero lib. 5. (11) in Verrein vocat oppida, in quibus consistere Praetores et conuentum agere solerent: Livius lib. 45. (c. 29.) capita regionum, ubi concilia fierent.» もっとも conuentus と oppidum を明確に区別する属州バエティカの説明として Plinius, *Historia naturalis*, lib. 3.I 7 がある。「Baetica, a flumine mediam secante cognominata, cunctas provinciarum diviti cultu et quodam fertili ac peculiari nitore praecedit. iuridici conuentus ei IIII, Gaditanus, Cordubensis, Astigitanus, Hispalensis.»

このように、裁判人選出母体として又は属州で年一回される開廷としての conuentus の意味が、むしろ今日では conuentus の説明の中心をなすようである。s.v. Conuentus (Meret Strothmann), in: Hubert Cancik et al. (Hrsg.), *Der Neue Pauly, Enzyklopädie der Antike: Altertum*, Bd. 12/2, Stuttgart 2002, Sp. 933–934, Francesco de Martino, *Storia della Costituzione Romana*, II, Napoli 1973, p. 411.

もっとも s.v. Conuentus (Münzer) in: *Paulys Realencyclopädie der classischen Altertumswissenschaft*, Band IV, 1, 1900 Stuttgart, Sp. 1173–1201 の説明はより多様である。Mommsen のように裁判管轄由来と考える立場に対して、Ernst Kornemann, *De civibus romanis in provinciis Imperii consistentibus*, Berlin 1891, Adolfus Schulten, *De Conventibus Civium Romanorum*, Diss. Lipsiae 1892, p. 4 は異議を唱える。「Qui haec deliberat, intellegit conuentum esse re vera pro municipio. – quae protuli aliquatenus discedunt a Mommsenio qui censet conuentus natos esse e diocesibus iuridicis quos Plinius conuentus dicit. Initium igitur mihi sumendum a vocabulo conuentus C.R., ut videatur quid apud auctores, quid in tiulis significet. – antea paucis praefandum mihi est.» Mommsen の言う属州の裁判管轄内に滞在するローマ市民団, Conuentus civium Romanorum をめぐるローマ市民限定などに対する批判的な考察として、木庭顕「in Verrem de re publica (五)」『国家学会雑誌』103 卷 7/8 号 (1990) 脚註 (296) 104–107 頁を見よ。

その後、シゴニオは、ウェッレースがローマ市民については頭を覆って処刑する悪行に出たことを糾弾するくだりで、そうでなくともローマから離れた属州では危険に遭遇することがあるのに、そこでローマの政務官に怯えなければならぬ悲惨な事態であったことを強調する、『ウェッレース弾劾』第2回公判(第5演説)(LX.157)、さらに、身元保証人が必ずしも見つけられない属州であっても、ローマの市民権なり市民団・国を信頼し(*fiducia civitatis*)それが砦となるとして活動していたのに、裏切られたことを糾弾する『ウェッレース弾劾』第2回公判(第5演説)(LXV.167)から、*negotiator*が、属州でのローマ市民にのみ用いられることを導き出す。

これに対し、*meractor*はローマ市民であるだけでなく小売商人(*institor mercis*)でもあると説明し¹⁸⁾、その例として、リウィウス『ローマ史』22巻(25-26)が述べる、肉屋を営んでいた父親の遺産を得て政務官キャリアを登り、カンナエの戦いで敗戦執政官となったガイウス・テレンティウス・ウァッロを挙げるが、リウィウスは彼が卑しい出身である旨(*loco non humili solum sed etiam sordido ortus*)を述べている¹⁹⁾。このように*mercator*の規模を問題にするのは、誉れ高い*negotiator*との対比が念頭にあったと思われる。

オトマン

1554年、つまりシゴニオの『ローマ市民の古来の権利・法』出版の6年前に、オトマン『キケロ弁論註解』(*Commentarii in Orationes M. T. Ciceronis*)が

18) ちなみにここでの *institor* は、いわゆる付加的性質の訴権が問題になる支配人のことではない。Livius (W. Weissenborn / H. J. Müller (ed.)), *Ab urbe condita*, 4. Bd. Buch XXI. 11. Aufl., Berlin 1962, S. 65, Fn. 19.

19) シゴニオ『全集』掲載版では、シゴニオ自身のものではない註19で、この *institor* について、経理を委ねられた *institor* と経理を任されていない *procurator* を区別するフランソワ・オトマンによる D. 14.3.5pr. の解説が最も洗練されたものとして援用される Sigonius, *De antiquo iure*, Opera, tom. V, supra not. 5, col. 235. Vincencio Napolitani, *Lexicon Universi Corporis Iuris*, vol. 3, Neapoli 1856, s.v. *institor*, p. 214a はこの全集の註記をそのまま掲載する。

出版されている²⁰⁾。彼はオルレアンでの法学学士号取得、1547年には親等について、48年には法学提要の訴権についての研究を公にしていたが、信仰上の理由からパリを離れカルヴァンの庇護の下1549年にはローザンヌでラテン語を、1555年にはストラースブールで法学提要を教えるにいたった時期である。アンティトリボニアヌスで著名なオトマンであるが、キケロへの関心は、法典編纂や古典期法学者たちではなく共和政期ローマへの高い評価を見ることが許されるやも知れない²¹⁾。ここには、短い註記の形式で、negotiator と mercator の説明が散見される。

属州シキリアの特性を「市民が労苦なく遠征し自由に事業を行う (negotium gerant) ことのできる、忠実でありしかも利益をもたらず隣接の〔このシキリアという〕属州」と賞賛する先に見た『ウェッレース弾劾』第2回公判(第2演説)(III.6)の「事業を行う (negotium gerant)」に対する註記で、オトマ

20) Franciscus Hotomanus, *Commentarii in Oraciones M. T. Ciceronis volumen primum*, [Paris] 1554 とあるが、他の巻が出版された可能性は低い。というのも、ここで対象となっているのは7弁論 (pro Quinctio, Pro Sex. Rpscio Amerino, Pro. Q. Roscio Comoedo, Accusationes omnes in Verrem, pro M. Fonteio, pro A. Caecina, pro lege Manilia) であり、後の『全集』第3巻には、*Commentarii in has priores primum editi sunt anno M.D.LIV. nunc vero renovati* として収録されるとともに、*Hi vero posteriores novi sunt et postremi* として、さらに(ウェッレース弾劾が複数の弁論からなるため)11弁論が加えられ、*Commentarii in XXV Ciceronis orationes* (全集第3巻での書名)ないし *Commentarii in quamplurimas M.T. Ciceronis orationes selectiores, eas maxime, in quibus alicuius momenti tractatur quaestio* (全集第1巻のリストでの書名)として掲載されているからである。Hotomanus, *Commentarii in quamplurimas M.T. Ciceronis orationes selectiores*, in: *Opera*, tom.III, [Geneva] 1600, col.765–1318, col.974. 表紙には出版地が見られない。ジュネーヴ出版本の出版地が一般的に Colonia Allobrogum とされる事情については、A.T. Sur des livres imprimés à Genève: aux XVI^e et XVII^e siècles: sous cette rubrique: Coloniae Allobrogum, ou Cologny, in: *Bulletin de la Société de l'Histoire du Protestantisme Français*, Vol.5, No.9/10 (1857), p.445–450 を参照。

21) cf. Xavier Prévost, *Jacques Cujas (1522–1590). Jurisconsulte humaniste*, Paris 2015, p.291–292, François Hotman, *Antitribonian, ou, discours d'un grand et renommé iurisconsulte de nostre temps sur l'estude des loix*, Paris 1603, 1980. p.88–89, p.90.

ンは、negotiator とはつまり decumanus²²⁾, arator, pecuarius, その他の徴税請負人 (caerique publicani) 及び [公有地借料としての] 貢租徴収請負人 (vectigalium redemptores) である, と今日徴税請負側と解される単語を多く列挙し, negotiator をその上位・類概念だとする²³⁾。ここでも最後の表現を「その他」ではなく「その他の」との例示だと考えると, arator も pecuarius も明らかに徴収側と考えられていたことになる。事実, 同じ演説のすぐ後の箇所 (III.7) 「彼らだけには publicanus も negotiator も嫌われてはいない」の neque publicani neque negotiator に対しても, publicanus と negotiator を並列された別の範疇とするのではなく, まず publicanus の名称で pecuarius も portior も理解されるとし, neque negotiator につき, publicanus を除いた別の negotiator であると説明する²⁴⁾。そして, 例として, aratores, argentarii に加え, negotia を守るために自由な (期間の定めのない) 使節の派遣が認められる元老院議員 (Senatores quibus liberae Legationes ad negotia obseunda, decernuntur) まで挙げる。後に見るように, キケロはこの使節派遣の問題に触れており, これに言及するのは注目できるが, negotiator については, 不当に広い概念を想定していることになる²⁵⁾。

他方, 「ガリアで negotiari しているローマ市民」(A civibus Romanis qui negotiantur in Gallia) として帳簿記載にも言及する『フォンテイウス弁護』(V.11)

22) まずは十分の一税 (decuma) の徴税請負人と考えるが, 「この奇妙な呼称」について, 木庭「in Verrem de re publica (五)」(前註 17) 90-92 頁脚註(285)を見よ。

23) Savigny から Marquardt, Mommsen へ連なる vectigal, decuma, stipendium の関係をめぐる近代の議論については, 木庭「in Verrem (五)」(前註 17) 78-83 頁脚註(279), キケロにおける decuma の意義について, 脚註(281)を見よ。

24) Hotomanus, *Commentarii in Orationes*, supra not. 20, p. 182. «Negotium gerant] Negotiatores, id est decumani, aratores, pecuarii, caerique publicani, ac vectigalium redemptores. Neque Publicanis neque negotiator] Publicani nomine, et pecuarii, et portiores intelliguntur. Erant in omnes, propter vectigalium rationem, omnibus odio exteris nationibus.»

25) Hotomanus, *Commentarii in Orationes*, supra not. 20, p. 182. «Neque negotiator] Id est, Alius negotiator, praeter publicanos: velut aratores, argentaria, Senatores, quibus liberae Legationes ad negotia obeunda, decernuntur.»

の *qui negotiatur in Gallia* に対する註解では²⁶⁾, *mercator* と *negotiator* は異なるが, このことは今日では一般に知られていない, とする。この峻別は正しいが, しかしオトマンにとっては, 後者は, かの属州のすべての徴税請負人 (*omnes illius provinciae publicani*) と並んで *agricolae*, *pecuarii*, *ceteri negotiatores* など, が含まれる。最後に, やはりシゴニオが援用していた『マニリウス法』(VII.17-18) の「他の階級からの (人々)」(*Caeteris ex ordinibus*) について, 他の階層からの *negotiatores* とし, 大部分は徴税請負人の階層からである, 実際, そのジャンルから *aratores*, *pecuarii*, *portiores*, *argentarii* がいるとし, これも, さらに属州で相続財産, 遺贈, または債権を得ようとする元老院階級も *negotiator* と言われる, と広く解釈している²⁷⁾。

オトマンは, その後, 『法律用語註解』を公にする。その項目 *negotiatores* [sic] を見ると²⁸⁾, 先に見たシゴニオの1560年初版よりもやはり2年早い1558年初版 (*Commentarius verborum iuris*) の冒頭で, 「一般に考えられているように, *negotiator* は *mercator* とは同じではない」(*Negotiatores non iidem sunt, qui mercatores ut vulgo creditur*) と述べ, 「*negotiator* と言われるのは, 属州に財産の本拠と住所を有し, 戸口調査の時つまり5年毎にしかほとんどローマに来ることのないローマ人である。これに対して, 商品を持ち出し(輸出し), 運び入れる(輸入する)ために, 時に数か月にわたりローマから属州に赴くことはあっても, ローマに自身の住所と家族を有する者が, *mercator* である」²⁹⁾と続ける。そして, 属州のローマ市民の団体 (*conven-*

26) Hotomanus, *Commentarii in Orationes*, supra not. 20, p. 345.

27) Hotomanus, *Commentarii in Orationes*, supra not. 20, p. 402. «*Ceteris ex ordinibus* Negotiatores ex caeteris ordinibus fuerunt: sed magnam partem ex ordine publicarum. ex eo enim genere aratores, pecuarii, portitores, argentarii. Senatores etiam qui haereditates, legata, aut nomina sua in procinciis persequebantur, negotiatores dicebantur.» ちなみに騎士階級については, Claude Nicolet, *L'ordre équestre à l'époque républicaine* (312-43 av. J.-C.), tom 1, Paris 1966, tom 2, Paris 1974 の包括的な研究がある。

28) 初版は1558年 *Commentarius verborum iuris* との書名でパーゼルで出版, その後, 内容をより充実させて1563年 *Novus commentarius de verbis iuris* との書名でパーゼルで出版され(未見), 1589年全集第1巻に収録される。

29) Hotomanus, *Commentarii*, 1558, supra not. 20, s.v. *Negotiatores* (s.p.). «*Negotia-*

tus) が negotiator からなっていることや裁判人の任命の仕組みなどに言及する³⁰⁾。つまり属州に本拠を有するという指標がシゴニオ以前に指摘されていたことになり、ここまでのオトマンの説明は後に見るエルネスティにも異論はないところである。

シゴニオの出版後に、書名変更の上出版された『註解』(*Commentarius de verbis iuris*) では、エルネスティが後に非難する説明が変更されている³¹⁾。オトマンは後の版で、属州に住所を有する publicani や argentarii は negotiator かどうかを検討しなければならないとして、次の説明を加える。

まず publicanus について、『弟クイントゥス宛書簡集』887 (1.1) において、属州アジアの現状につき、aut quod publicani sunt... と aut quod ita negotiantur を分けていること、『マニリウス法』(VII.17, 18) において、その仕事の基盤をこのアジアに置いている徴税請負人 (publicani, ... suas rationes et copias in illam provinciam contulerunt) と他の身分・階層の出身でアジアにおいて熱心に negotiari している者 (ex ceteris ordinibus homines navi atque industrii partim ipsi in Asia negotiantur) とに分けている箇所、そして『フォンテイウス弁護』(V.12)、多数の negotiator, コロヌス、徴税請負人、農耕経営者、放牧・牧畜業者の中から一人を証人として出廷させるべき (unum ex tot negotiatorum, colonorum, publicanorum, aratorum, pecuariorum numero testem producant) とするのがそうである。Publicanus は negotiator から関税なり通行税 (portorium)

tores enim dicitur cives R[omani], qui in provinciis sedem ac domicilium fortunarum suarum habent: neque Romam fere nisi census tempore, hoc est quanto quoque anno veniebant. At Mercatores sunt qui cum Romae domicilium familiamque suam habeant, interdum ad aliquot menses in provincias excurrunt, mericium exportandarum aut importandarum caussa.»

30) Hotomanus, *Commentarii*, 1558, supra not. 28, s.v. Negotiatores (s.p.). «Ex negotiatoribus autem in provinciis conventus constabant, hoc est, Prooraetores ac Proconsules cum forum haberent, ac ius dicebant, in privatis quidem caussis, Recuperatores ex eorum numero dare solebant.»

31) 利用したのは、Franciscus Hotomanus, *Commentarius de verbis iuris*, Ludg. 1569, fol. 249b–250a 及び *Opera*, tom. I, supra not. 28, fol. 798b–799b である。

を徴取するという意味で明らかに両者は異なる (Publicanos veo eos fuisse, qui ab Aratoribus decimas, a pecuariis scriptuam, a mercatoribus autem portorium exigebant.)。このように『キケロ弁論註解』で述べられていた混乱が解消されている。これに対して、negotiator と argentarius について区別しているように思われる『マニリウス法』の箇所は制限的に解すべき (restricta et angusta ratione intelligendum est) であるとし、「それほど多額の金銭の借換えが誰によってなされたのでしょうか」とし「ガリアで negotiari しているローマ市民」(A civibus Romanis qui negotiantur in Gallia) であるとして、帳簿記載にも言及している『フォンティウス弁護』(V.11) から、オトマンは、negotiator の名で紛れもなく foenorator (高利貸し) と argentarius (銀行家) が意味されているとの結論を引き出している。つまり negotiator の活動内容がより狭く解される一方で、属州に本拠を持つという当初の要件が緩和されそうでもある。このように修正されたオトマンの説明は、全面的にあるいは部分的に、後代に引用されてゆく³²⁾。

3. ヨハン・アウグスト・エルネスティ (1707–1781)

エルネスティ『文献学及び正文批判小品集』(1764年)所収の「ローマの negotiatores について」(*De Negotiatoribus Romanis*) が次の、そして主たる検討対象である³³⁾。小論ではあるが、さらに彼自身『キケロ読解の鍵：文献学的

32) Calvinus の『法律用語辞典』にそのまま掲載されることについては、後註 154 と対応する本稿の本文を参照。これに対して、後に見るようにエルネスティは修正以前の説明を非難している。

33) Iohannes Augustus Ernesti, *De Negotiatoribus Romanis ad Gottfridum Leonardum Baudisium Lipsiensem, ipso die, quo Academicos Iuris scientiae honores capiebat*, in: idem, *Opuscula philologia critica*, Lugduni Batavorum, 1764 (p.1–20), 1776 (p.1–20) (頁は若干ズレるが前者で引用)。これは、ライプツィヒのゴッドフリート・レオンハルト・パウディス (Gottfried Leonhard Baudis der Jüngere, 1712–1769) に、1737年、彼が法学博士の学位を取得した日に宛てられた小論である。

批判的事項用語索引』(Clavis Ciceroniana sive Indices rerum et verborum Philologico-critici) で別の援用も加えつつ要約を公にし、以後 negotiator について度々依拠される作品である³⁴⁾。

冒頭で、学説彙纂にはラテンの著作者たちから光が注がれないと理解されない箇所が数多くあり、古代の豊かな博識 (eruditio) でいわば溢れんばかりの精神 (animus) を用いなければ、必ずや途方にくれ容易に解決できないのであり、自身は学説彙纂を人文学者の研究対象とする、と述べる。そして、彼自身途方にくれた法文として、D.12.1.33 (モデスティヌス『法学総覧』10巻) を挙げる。法文は、勅法によって属州の統治者 (hi qui provinciam regunt) とその部下・随員 (qui circa eos sunt) に³⁵⁾禁じられた活動として、negotiarī, mutuum pecuniam dare (消費貸借金を与える), faenus exercere (利息を取り立てる) の三つを挙げている。モデスティヌスはこの法文では複数形で元首の勅法によって定められている (Principalibus constitutionibus caveatur) としているが、エルネステイは、すでにキケロの時代に属州総督とその部下・随員に対する制約があったとして、『弟クイントゥス宛書簡集』30 (I.1) を指摘する。この書簡でキケロは弟クイントゥスに、部下・随員には、公務のために随行し補佐する者として国 (res publica) 自身が彼にあてがった者 (comites et adiutores negotiorum publicorum dedit ipsa res publica) と、個人的な必要からの、身内の人員、総督の部隊と称される者 (aut ex domesticis convictionibus aut ex necessariis appationibus tecum esse voluisti ... quasi ex cohorte praetoris appellari dolent) があり、彼らの言動につき総督の責任を負う範囲が変わることに注意を促す。

34) Ernesti, *Clavis Ciceroniana*, supra not.10. Savigny も anatocismus についてこれを引用している。拙稿「サヴィニー」(前註13) 68頁註84参照。

35) ここで「部下・随員」と訳した法文での表現 «qui circa eos sunt» につきシゴニオは C.1.53 の表題に同じ表現を見つける。この指摘は後に1583年ドゥニ・ゴドフロワの学説彙纂刊本の註記にも見られる。ここでは「裁判官及びその部下・随員の契約、彼らへの贈与禁止、住宅建設禁止」に関する528年のユ帝勅法が扱われている。勅法についてアックルシウスの標準註釈は、公務又は軍務に携わる者に対する取引規制として D.18.1.46 (マルキアヌス), D.18.1.62pr. (モデスティヌス), C.5.58.1, C.12.49.8 を挙げる。

エルネスティは、三つの禁止事項がそれぞれどう異なっているのか自分には分からず、詳細な註記を施し『ローマ法大全』というタイトルで出版したこの上もなく博学な人文主義法学者ドゥニ・ゴドフロワに求めても、三つが異なっていることを示すのみで、どう異なっているのかを明らかにしていないと指摘する。事実、ゴドフロワの註記を見ると、三つのことが禁じられているとして、対応するギリシャ語の三つの表現 *πραγματεύεσθαι*, *δανείζειν*, *τοκίζειν* が挙げられているのみである。エルネスティは、当初は後の二つ *pecuniam dare* と *foenus exercere* は互いに異ならないのではと考えていたが、キケロを注意深く扱い始め、そしてどんな博学の人士でも、*negotiator* の勘定元帳 (*negotiatorum ratio*) の説明に途方に暮れていたこと、さらに『縁者・友人宛書簡集』96 (Fam. I.3) の「あなた〔レントゥルス〕の属州で大規模に手広く(後述) *negotia* を行っている (*magna negotia et ampla et expedita habet*)〔詳細不明の〕アウルス・トレボニウスにおける *negotia* とは何なのか³⁶⁾、「紛争」(*lites*)「貢租負担地」(*vectigalia*)「土地」(*praedia*)といった翻訳があることに気づき、名詞 (*vocabulum*) の意味やその射程 (*vis ... potestasque*) を明らかにするために、*negotiator* が言及されている箇所をさらに慎重に扱うことになった、と自身の勉学の経緯を明らかにする。そして、バウデイスが法学博士号を得た今こそ、彼の研究対象である学説彙纂に、どのように人文学の光が注ぎこまれるかを論じる好機であるとする。

そして本題に移る前に、人文学者と法学者の対比として、*praetorium* の理解をめぐる、法学者ヒューバー (Ulrik Huber, 1636–1694) と人文学者ヤコブス・ペリゾニウス (Jacobus Perizonius, ヤコブ・フォールブック Jakob Voorboek, 1636–1694) による著名な論争に触れる。前者は、若くしてフラネカー大学の弁論術、歴史、政治学の、後に 1665 年からは法学教授、1667 年には筆頭教授になったローマ法学の分野で博学とされた法学者 (*vir doctus in vestra Iuris Civ.*

36) 後述のように *expedita* の意味はエルネスティによって詳しく検討される。後註 110 と対応する本稿の本文を見よ。Cicéron, *Correspondance*, tom. II, supra not. 12, p. 131, Cicéron, *Correspondance*, 2021 supra not. 12, [96] p. 161.

disciplina, ut audio) で、国法論のパイオニアでもある³⁷⁾。ペリゾニウスは、1681/1682 年以来同大学の弁論術・修辞学と歴史の教授となるが、懐疑主義に対抗したこと (Oratio de fide historiarum contra pyrrhonismum historicum) でも著名な人士である³⁸⁾。そして、エルネスティは、人文学・文芸のジャンルにおいて、ペリゾニウスとは互角にならない程度の能力しか持たない者に頼り、様々な辞書の信頼のおけない助けに頼る者 (ad Perizonium ... imparibus viribus et fragili minimeque tuta Lexicorum ope fretus) が彼とやりあうことなどありえなかった、と法学者や辞書編纂者を非難する。そして、ある名詞 (vocabulary) の意味について論争があり疑義がある場合のペリゾニウスによる対処の仕方を引用する。論争は、例えば、新約聖書「ピリピ人への書」(1.13)「即ち我が^{なほめ}縲綯のキリストの為なることは、近衛の全營にも、他の凡ての人にも顕れ」(文語訳)に見られる、ローマでパウルスが捕えられている場所を示す用語 praetorium (近衛の前衛)に関する探究 (disquisitio) である³⁹⁾。聖書のこの

37) Huber が人文主義的な傾向を持っていたことの一つの証左としてのフラネカー法学教授就任講義、そして有名な法学教育論 De ratione iuris docendi et discendi dialogus, 1684 について、さらに一般的に、Govaert C. J. J. van den Bergh, *Die holländische elegante Schule. Ein Beitrag zur Geschichte von Humanismus und Rechtswissenschaft in den Niederlanden 1500–1800*, Ius commune. Sonderhefte, 148, Frankfurt-M. 2002, S. 104, S. 184–187 を、1682 年ペリゾニウスのフラネカーへの招聘には Noodt のみならず Huber の支持があったことについて、idem, *The Life and Work of Gerard Noodt*, Oxford 1988, p. 44–45 を参照。さらに Fabrizio Lomonaco, *Lex Regia. Diritto, filologia e fides storica nella cultura politico-filosofia dell’Olanda di fine seicento*, Napoli 1990, p. 127–186, Atsuko Fukuoka, Ulrik Huber, in: Nim Decock (ed.), *Great Christian Jurists in the Low Countries (Law and Christianity)*, Cambridge 2021, p. 139–157, 福岡安都子『国家・教会・自由』東京大学出版会 (2007) 35 頁以下, 塚場準一「ウールリクス・フーベルス『抵触論』註解」『一橋大学研究年報 法学研究』(1972) 63–382 頁を参照。

38) アルナルド・モミッリャーノ (木庭顕訳)「VI Perizonius, Niebuhr, およびアルカイック期ローマ伝承の性格について」同編訳『モミッリャーノ 歴史学を歴史学する』みすず書房 (2021) 164–196 頁, Arnaldo Momigliano, Perizonius, Niebuhr and the Character of Early Roman Tradition, in: *The Journal of Roman Studies*, vol. 47, No. 1/2 (1957), p. 104–114 = A. Momigliano, *Contributo alla storia degli studi classici*, Roma, Edizioni di Storia e Letteratura, 1955, p. 249–262 を参照。

39) Jacobus Perizonius (praes.), *Dissertatio Philologica de Praetorio Caesarum, eiusque*

箇所を理解は今日でも *crux* とされているが⁴⁰、ヒューバは語源とされる *praetor* と呼ばれる司令官の *tentorium* (*tente*) から宮廷、特に皇帝裁判 (勅裁) が行われる場所と解するのに対し、ペリゾニウスは語用に反する語源の論拠を否定し、法務官の護衛隊の宿営を想定した。

Praefecto, Franequerae 1688. 他方, Huber は, ローマ法学者として (法学提要に関する 1 巻は 1678 年, 学説彙纂に関する 2 巻・3 巻は 1689–1690 年が初版の) 『市民法講義』1 巻 11 章「近衛都督の職務について」(ad D. 1.11 de officio praefecti praetorio) でこの用語について検討している (利用できたのは書名の変更された Ulricus Huberius, *Praelectiones iuris romani et hodierni*, tom. II, Franecerae 1699, p. 60–66 である)。論争の諸論稿は, Jacobus Perizonius, *Disquisitio de Praetorio cum Viro Amplissimo Ulrico Hubero, cum alibi, tum maxime in Urbe Roma, eiusque Praet. Praefecto, ac vero sensu verborum Pauli, Phil. I. 13. in qua multa etiam alia ad Antiquitatis Studium pertinentia veluti, de Iurisdictione Caesarum, Auditoriis Iudicialibus, Palatiis, et c. pertractantur, variaeque veterum auctorum Luca illustrantur*, Franequerae 1690, Lugduni Bataavorum, 1696 に収録されている。その後の, 名誉毀損訴訟, Huber からの再反論, 無名氏による論評や Carpvov の書評につき, この論争の内容自体ではなく, むしろ Vallaなどを挙げ *érudition* や *paedantismus* を非難する側の対応に関し, 末尾のエルネステイの真の博識を説く意味の理解の助けとなる Martin Borchert, *Tam paedagogicae quam potest: die polemischen Leitlinien Ulrich Hubers (1636–1694) in der Kontroverse mit Jacob Perizonius (1651–1715) und den Begriff des praetorium and deren Fortsetzung in einer anonymen Rezensionsschrift, S. 177–219*, in: Karl Enekenel et al. (Hrsg.), *Humanisten über ihre Kollegien Eulogen Klatsch und Rufmord, Scientia universalis I, Studien zur Wissenschaftsgeschichte der Vormoderne*, Bd. 3 を見よ。簡潔には同時代の *Bibliothèque universelle et historique de l'année MDCXC*, tom. 1, Amsterdam 1690, p. 276–284 も参照。

問題の点についてトマス・アクィナスはこの箇所については解説していないようであるが, Plato の *praetorium* については, 「ヨハネ傳福音書」(18.28) に対しての講義 (*lectio*) で論じている (<https://www.corpusthomaticum.org/cih18html>)。

Perizonius と Huber の間にはすでに *lex regia* をめぐる論争もあった。cf. T. J. Veen, *De lege regia: Opmerkingen over de interdependentie van geschiedbeschouwing, politieke theorie en interpretatie van Romeins recht bij Ulrik Huber*, in: G. TH. Jensma et al. (ed.), *Universiteit te Franeker: Bijdragen tot de geschiedenis van de Friese Hogeschool (1585–1811)*, Lomonaco, *Lex regia*, supra not. 38, p. 170–174.

40) Gordon D. Fee, *Paul's Letter to the Philippians*, Grand Rapids MI. 1995, p. 113, 最近の議論を比較的詳しく纏めたものとして John Reumann, *Philippians. A New Translation with Introduction and Commentary*, New Haven 2008, p. 171–172 を参照。

それはともかく、ペリゾニウスを見ると、彼はこの論争における自身の論考の中で、争いのある名詞の意味と語用 (*significatio et usus controversi vocabuli*) は、他の言語に頼らず、その言語に基づいて証明すること、そして、何人も拒否し難い解釈ルールとして、その名詞の複数の箇所につき比較すべきであるが、個々の箇所を慎重に、その前後関係、つまりそこで問題になっていること、その名詞が利用されている問題に注意を向けること、その後、同じことについて、同じ著者が、より詳しい別の文言で表現している箇所を検討することを説き、こうした作業を通じてその名詞の確かな意味が突き止められる、と単語の意味を正確に把握する正攻法を述べている⁴¹⁾。ペリゾニウスは、ヒューバー『*Praetorium 論*』の各章に対する応答のある一節でも、知られていない又は疑義のある名詞の意味について疑問が生じたときは、なかんずくあらゆるジャンルの古代の著作者におけるその意味を探求し、できるだけ多様な、しかも分かりやすい例で示される古代人の使用例から確定すべきことを繰り返して説いており、恣意的に一つの箇所だけを取り上げるこたのないように戒めている⁴²⁾。

41) Perizonius, *Dissertatio philologica, in: Disquisitio de Praetorio*, 1690, supra not. 39, p. 127–128. «X. At vero ego heic significationem et usum controversi vocabuli non tam ex aliena, quam ex sua lingua probare annitar. Quod tamen antequam aggrediar, vellem sane, communem esse nobis quandam interpretationis normam. Constituum itaque ego, quam nemo aequus facile recusaverit nempe, in controversa alicujus vocabuli significatione conquirenda esse, et conferenda inter se loca, quæ illud nobis servarint, tum diligenter in iis singulis ad antecedentia et consequentia, seu ad rem, de qua istic agitur, et de qua hoc præcipue vocabulum adhibetur, attendendum Postremo alia quoque loca ex iisdem Auctoribus ad partes vocanda, ubi de eadem re aliis illi verbis, et pleniori locutione utantur, ut sic tandem ex his omnibus certa illius vocabuli significatio eruatur et constituatur.»

42) Perizonius, *Responsio ad cap. II, Ulrichi Huberi, De Praetorio, veroque sensu Pauli ad Phil. 1.13. Commentarius*, in: *Disquisitio de Praetorio*, supra not. 39, p. 316. «Solent enim hi, si quando incidit quæstio de ignoti aut dubii vocabuli significatione, eam diligenter ante omnia investigare apud omnis generis antiquos scriptores, et sic tandem constituere ex usu Veterum, variis, et quantum pote, clarissimis exemplis demonstrato, ut ita denique etiam obscurioribus locis lux quaedam adferatur. At Vir.

エルネステイはペリゾニウスのこうした教えに従い、ラテン文学黄金時代 (aurea aetas) の著作者たちが述べているローマの negotiator が、オトマンや、ロレンツォ・トッレンティヌス (Lorenzo Torrentius, Laurens van den Bleek, 1499–1563) が考えていたように、publicanus (徴税請負人)、arator (農耕経営者) や pecuarius (放牧・牧畜業者) でもなければ⁴³⁾、最高の人士グラエウィウス (Johannes Georgius Graevius) の判断である、自身の資産 (fortunae) の本拠 (sedes) を属州に定めている者すべてを意味するのでもなければ、農地 (ager) を有しその果実を自己の委託事務管理人を通じて売却する socius (同盟市民) つまり aratores (農耕経営者) でもない⁴⁴⁾、と消極的に定める。

さてこの問題につき、エルネステイは、まず、類 (上位概念 genus) と種 (下位概念 forma) について、最良の著作者たちにあつて時に種が類に結びつけられることがあると指摘する⁴⁵⁾。つまり negotiator が一つの種としても、ara-

A. locum unicum pro lubitu [libitu] arripit, et talem, qui hac parte omnibus aliis est obscurior, quippe in quo nihil plane reperitur, quod controversi vocabuli significationem definiat, aut declaret.»

- 43) オトマンについては、すでに見たように、後に自身が『法律用語註解』で修正する以前の『キケロ弁論註解』あるいは全集に収録される『厳選キケロ弁論註解』が非難対象であるように思われる。前註 20 を参照。トッレンティヌスは、オランダ人でイタリアに帰化し、1546 年メディチ家コジモ 1 世に招かれ、とりわけ 1553 年フィレンツェ写本に基づく刊本の出版業者として有名である。 *Digestorum seu Pandectarum libri quinquaginta ex florentinis Pandectis repraesentati, Florentiae, in officina Laurentii Torrentini Ducalis Typographi*, 1553. (下線は筆者)
- 44) グラエウィウスは、キケロが言及していた先に挙げたアウルス・トレボニウスのような者として、その果実を自己の委託事務管理人を通じて売却するような農地を有する、属州のローマ市民や同盟市民も含めて、すべて mercator であると広く解していた。Ioannes Georgius Graevius (rec.), *Oratio VII. Accusatio in C. Verrem, lib. 2, De iurisdictione Sciliensi*, in: *Ciceronis Orationes*, tom. 1, pars 1, Amsteldami 1699, p. 702. «An negotiator] ... qui mercatores, sunt, mia sententia, cum cives Romani, tum socii in provinciis, qui agros habent, quorum fructus per procuratores suos vendunt ut Aulus Trebonius, qui in Cilicia magna negotia et amplia, et expedita dicitur habere.»
- 45) この forma が species の意味に用いられているのをキケロやクインティリアヌスを通じて例証するものとして、Forcellini, *Lexicon*, tom. II, supra not. 15, s.v. forma. «A diarectis sumitur pro specie subiecta generi. Cic. Top. 5.»

tor, pecuarius, publicanus を包含する類として用いられる可能性を否定しない。しかしそうしたことは頻繁ではなくごく稀である、との注意を加えるが、これは『アッティクス宛書簡集』(V.21)でも明らかにされる。

次に挙げられるのは、属州シキリアがローマ国民 (populus Romanus) にとって魅力的であり、シキリア人も堅実など数々の美德を有し、ローマの徴税請負人も negotiator もシキリアで忌み嫌われていないと述べ、この属州が上手く統治されてきたことが説明されている『ウェッレース弾劾』第2回公判(第2演説)(III.7)であるが、これはシゴニオも用いていた。そして、『フラックス弁護』(XVI.38)でも、徴税請負人を証人として呼び、negotiator を呼び出す⁴⁶⁾、というように、キケロが、publicanus と negotiator を別の範疇として扱っていることを明らかにする。特に、徴税請負人と negotiator を全く別の範疇として扱っているものとして、ローマの財産が、アジアをめぐる戦争にかかっているとす、『マニリウス法』(VII.17)が挙げられる。ここでは、自己の事業や資産 (rationes et copiae, leurs affaires et leurs fortunes, leurs fonds et leurs esperances) を属州アジアに移した徴税請負人をこの上もなく誉れ高い者 (homines honestissimi atque ornatissimi, personnages d'une haute honorarité e/t fort considérables) とし、その後、税金を徴収するこの階層とは別の階層として、アジアで negotiari する者が述べられている。対比が最も明確なものとしてエルネスティがさらに挙げるのは、『アッティクス宛書簡集』43 (II.16) である。アジアにおける輸送品の関税問題につき、キケロは徴税請負人に満足を与えることを配慮しつつも、アジア全体や negotiator に満足を与える方を選ぶとしている。この箇所は、今日では、エルネスティのテーゼを否定し、negotiator が商人であったことの証左として使われることがあるが、これは、このように徴税とは別の事業を行う者としての negotiator を鮮明にしているものとして援用されている⁴⁷⁾。エルネスティは、さらに、イタリア

46) Cicéron (André Boulanger (tr.)), *Discours*, tom. XII, Paris 1959, p. 103.

47) エルネスティの引用文は、直截に対比する «Malo negotiatoribus satisfacere, quam publicanis» であり、これが、Smith, *Dictionary of Greek and Roman Antiquities*, in-

のラリスム地方での土地、牧畜そして *negotia* と事業を三つに分けている、『クルエンティウス弁護』(LXIX.198) の表現 «*qui in agro Larinati praedia, qui negotia, qui res pecuarias habent, honesti homines*» を指摘し、徴税対象としての誉れ高い者として *qui negotia habent* を確認する。彼は明言はしないが、イタリアでは *negotiator* を用いていない。

続けて援用されるアウルス・ヒルティウス『アフリカ戦記』(36) は、マルクス・カトーがウティカで解放奴隷、アフリカ人、奴隷にいたるまで武器をとることのできる年齢の者に対し徴兵を行う一方で、テュスドルスの町に小麦を集めていた *negotiatore*s Italicis aratoresque から町の保護の要請を受けた事情を述べている⁴⁸⁾。そこで *negotiator* と農耕経営者の対比のみならず、*negotiator* は属州民ではなくもっぱらイタリア人に用いられるのに対して、*aratores* (農耕経営者) は属州民にも用いられるのではないかと *aractor* の帰属を問題にし、これはすぐ後に確認される⁴⁹⁾。

fra. not. 168 に至るまで踏襲されるが、今日の正文では、«*ego satis faciam publicanis; i δὲ μὴ, in hac re malo universae Asiae et negotiatoribus; nam eorum quoque vehementer interest.*» である。Cicéron (L.-A. Constans (tr.)), *Correspondance*, tom. I, Paris 1962, p. 242–243, Cicéron, *Correspondance*, 2021 supra not. 12, p. 100–101 [43].

- 48) Pseudo-César (A. Bouvet (tr.)), *Guerre D’Afrique*, Paris 1949, p. 35. Franciscus Oudendorpius (cura), *Julius Caesar de Bello civili Pompeiano, nec non A. Hirtius, Alii, De bellis Alexandrino, Africano, et Hispaniensi Commentarii, pars altera*, Rotterdami, 1737, p. 866. «*Legati interim ex oppodo Tysdrae, in quo tritici modium milla CCC comportata fuerant a negotiatoribus Italicis aratoribusque, ad Caesarem venere, quantaque copia frumenti apud se sit docent, simulque orant, ut sibi praesidium mittat, quo facilius et frumentum, et copiae suae conserventur.*» その間にイタリアの *negotiatore*s や *aratores* によってすでに 30 万モディウスの小麦が集められていたテュスドルスの町からの使節がカエサルのもとにやってきて、どれだけの穀物備蓄が自分たちのところにあるかを説明し、同時に、穀物も自分たちの蓄えも容易に守るために、自らに守備隊を派遣するよう嘆願した。楠田直樹「古都トュスドルス（現在のエル・ジェム）について」『創価女子短期大学紀要』41号(2010)126–130頁参照。
- 49) Vasile Pärvan, *Die Nationalität der Kaufleute im Römischen Kaiserreiche. Eine historisch-epigraphische Untersuchung*, Bleslau 1909, p. 19. «*Afrika. Ebenso wie für Sizilien, fällt die Blützeit des handeltreibenden römischen Elementes auch für Afrika in die Republik. ... schon im II. Jahrh. v. Chr., und dann im I. Jahrh. noch an vielen ande-*

そして、帝政期になってからの記述であるが、スエトニウス『皇帝列伝』「アウグストゥス」(XLII)が、穀物耕作の放棄をもたらすことになった現物の無償配給の廃止を考えつつも躊躇し、抑制的な運用を決断したときに念頭に置いていた者として、*populus* (民衆)⁵⁰⁾、*aratores* (農耕経営者)を並列させている有名な箇所が挙げられる。なるほど *negotiator* ではなく *negotiantes* である。しかし『アッティクス宛書簡集』(V.21)で、キケロが属州アジアの総督として関与した暴利行為の著名な案件で、スカプティウスに対し、自分はいかなる *negotians* にも騎士隊長の地位を与えないとする箇所と結びつけられる。この場合、*negotiari* する者とは、明らかに上位概念(種)を表現するものではない⁵¹⁾。

次に、シゴニオも援用していた『ウェッレース弾劾』第2回公判(第2演

ren Orten, wie Zama, Thapsus Hadrumeten (conventus: Auct. bell. Afr. 97) und p. 20, Thysdra (ib. 36,2: *negatiatores Italici aratoresque*), um von den wandernden mercatores, die den römischen Herren überall folgten, sei es als Lieferanten (vgl. bell. Afr. 75,3 *mercatorumque, qui plostris merces portabant*), sei es als Aufkäufer der Kriegsbeute oder vornehmlich der einfachen Raubbeute der Soldaten (Sall. Jug. 44,5a sehr lehrreich App. Lib. 115 fg.), vorläufig abzusehen.»

- 50) *Populus* は一義的に、法律家にとっては全国民の総称であるが (Inst. 1.2.4), ここでのように違う「民衆」「大衆」の用例もある。cf. Casaubonus, *Animadversiones in C. Suetoni Tranquille de XII Caesaribus*, Parisiis 1610, p. 81a–b. «*Ut non minorum aratorem ac negotiantium quam populi rationem deduceret*... sensus est: Augustum in divisione frumenti non minus aratorum ac negotiantium commodis consuluisse, quam plebis otiosæ quæ in urbe morabatur. *Populum appellat, ut saepe alibi, plebem quæ Romæ frumento publico alebatur.*»

ちなみに、Forcellini, *Lexicon*, tom. III, supra not. 15 は、むしろ第一に「民衆」の意味を、第二に「あらゆる身分のすべての者」(*Hoc sensu comprehendit omnes omnium ordinum*)を、第三に元老院身分だけを除く (*Omnes praeter Senatam ... Senatus populusque Romanus*), そして第四に「平民」(*plebs*)のみの意味を挙げている。

- 51) Forcellini, *Lexicon*, tom. III, supra not., 15, s.v. *negotians* は、後にエルネステイも言及する碑文集成なども挙げている。これとの関連で、*negotiator* と比べて遙かに多義的な *negotium* が必ずしも *negotiator* に直結しないことは言うまでもなく、本来は、先に述べた動詞 *negotiari* と *negotiator* の関係、動詞 *arare* と *arator* の関係についても考察する必要はあろう。

説) (III.6) が挙げられるが、先に述べたように、ここでは、ローマが昔日に比べ富裕な階層を有していることの理由として、実り豊かな近隣の属州 (fidelis fructuosaque provincia) であるシキリアを有していることを強調した後、ローマ市民が属州に赴き、そこで利益をあげローマへ帰るのではなく、属州にとどまり、最終的には属州に本拠 (sedes) と住所 (domicilium) を定める者の業として、農耕経営 (arare), 放牧・牧畜 (pascere), negotiari が挙げられている。もっとも、必ずしも自身が直接にその動詞の行為を行うのではなく、それぞれ経営に携わるのである。次の『ウェッレス弾劾』第2回公判(第2演説) (LXII.153) では、ウェッレスの収奪の対象となった者として, arator と negotiator が並列される (negotiatores qui Syracusis, qui Agrigenti, qui Panormi, qui Lilybaei negotiantur)。さらに、『フォンティウス弁護』(V.12) では、弁護人としてのケクロは訴追者側に対し証人を召喚すべき者として, negotiator, colonus, publicanus, arator, pecuarius を列挙している。これらのカテゴリーが区別されていることがはっきりするが、これだけだと, negotiari が一般的に商業を営む行為であると考えられなくもない。

ここで、エルネスティは身分の問題に移る。そもそも negotiator はもっぱら騎士階級のことを言うのか。彼はホラティウス『風刺詩』(1.7) から「[イオニアの都市] クラゾメナイで negotia を有しており裕福であるペルシウス」⁵²⁾ が騎士階級であったかと問い、そうではなかったとする。もっともエルネスティが挙げているこの箇所では「negotia を有する者」との表現である。いずれにせよ、解答を与えてくれるものとして彼が挙げるのが、『フォンティウス弁護』(XIV.32) である。ガリアでフォンティウスの無罪を強く願っている者として、「その属州にいたローマの騎士すべて、その属州の negotiator すべて、最後に、ローマ国民の同盟市市民で友誼関係にある者すべて」(omnes equites Romani qui in illa provincia fuerunt, omnes negotiatores eius provinciae,

52) Horace (François Villeneuve. (tr.)), *Satire*, Paris 1951, p.87. «Persius hic permagna negotia dives habebat Clazomenis, et iam litis cum Rege molestas» ここでは negotia と lis は別のものと考えられる。

denique omnes in Gallia qui sunt socii populi Romani atque amici) を挙げる。ここからは、ローマ市民であるが騎士階級でない negotiator が存在していたことが推測できる。

ではローマ市民以外にも negotiator が用いられていたか。ここで、arator についてはローマ市民だけでなく属州民もいた、と先の問いに答える。証左になるのは、『ウェッレス弾劾』第2回公判(第3演説)(VIII.20)である。decumanus による⁵³⁾、一方で厳格な収税を実現し、他方で恣意的で不当な徴税を防ぐ法律を改悪したり全廃したりする企てを糾弾するくだりで、キケロは、「この法律によってシキリア人には農耕経営することが有利に働いた」(qua lege Siculis tamen arare expediret) として⁵⁴⁾、ここで問題となっている十分の一税の負担者たる arator は明らかにローマ市民ではないとする。これに対して、明らかにローマ市民のことを述べているとして挙げられるのは、『ウェッレス弾劾』第2回公判(第2演説)(LXI.149)と(LXIX.165-168)である。前者で、キケロは、属州シキリアからの者を重要で誉れ高い者とし(gravior homo atque honestior, homme distingué par son importance et par son honorabilité), 農耕経営者たちがウェッレスに敵愾心を抱いているのが、一般的な十分の一税の徴収によるというよりも、むしろ金箔の騎馬像の寄贈を暴力と強迫によって(per vim ac metum)強要したことによるとしている。後者では、こうした立像の建立、寄贈の強要を糾弾し、ウェッレスに対する、すべての農耕経営者たちの憎しみ、すべてのシキリアの憎しみの大きさを強調し、十分の一税などを通じた、ローマ人に対するシキリア人の憎しみとローマ人とシキリア人の対立と一般化するのではなく、シキリア人にせよローマ人にせよ憎んでいるのだとし、その後、農耕経営者であれ、全シキリア人であれと表現している⁵⁵⁾。キケロはさらに、ウェッレスによって掠奪された立像

53) Decumanus につき、前註 22 を参照。

54) Cicéron (H. de la Ville de Mirmont (tr.)), *Discours*, tom. IV, Paris 1960, p. 10.

55) Cicéron, *Discours*, tom. IV, supra not. 54, p. 142-143 «qui te non oderit, sive civium Romanorum, sive Siculorum», «utrum de te aratores, utrum denique Siculi universi, les cultivateurs des terres arables, enfin que les Siciliens tous ensemble»

の設置者として *negotiatores, aratores, commune Siciliae* を、証言者として *aratores, negotiatores, Siculi omnes* を並べている。キケロのこれらの箇所から、エルネステイは、*arator* つまり属州で農耕経営をする者とは買った土地を保有していた者であり、ローマでならローマ人の農業経営者 (*rustici Romani*) と言われていた者に対応し、農場に住み、土地から生計を立てている我々の、つまりエルネステイの時代の広い意味でのドイツの貴族 (*nobiles*) に類似する、と結論づける。つまり、エルネステイは、*arator* も、イタリアの *rusticus* に比肩されるものとして、属州に在住する者に用いられる単語であるとする。

この *rustici* については、(サルマシウスとの論争のきっかけともなった) ヨハン・フリードリヒ・グロノウィウスによる古銭学・貨幣学の作品『ギリシャ・ローマ古銭について』(4巻9章)が援用されるが⁵⁶⁾、その箇所を見ると、*rusticus Romanus* がローマの祖先の原型であることが分かる古典文献が指摘・引用されている⁵⁷⁾。つまり、*arator* とは、すでに援用された『ウエッレース弾劾』第2回公判(第3演説)(VII.20)の、細心の注意を払って定められていた法律の廃止を非難するくだり (*quae lex omnibus custodiis subiectum aratorem decumano tradidit*) から、十分の一税負担地の保有農であることが確認され、税負担のないイタリアの土地での農耕経営者と区別されるのである。そうしてエルネステイは、先に挙げたトッレンティヌスがスエトニウス『皇帝列伝』「アウグストゥス」(42)に対する註記で *arator* につき *publicanus* に数えていたことが不当であることを証明する。

利用できたトッレンティヌス『皇帝列伝註解』(1588年)では⁵⁸⁾、冒頭で動

56) Johanes Fredericus Gronovius, *De sestertiis seu subseciuorum pecuniae veteris Graecae et Romanae*, Lugduni Batavorum, 1691, p. 316–321. 初版は1643年。

57) この箇所は Johannes Jacobus Hofmannus, *Lexicon Universale, Historiam sacram et profanam omnium aevi, omniumque Gentium*, Lugduni Batavorum 1698, s.v. *Rustici* の説明などに反映される。

58) Laevinus Torrentius, *Commentarii in C. Suetonii Tranquilli XII Caesares*, Antverpiae, 1588, p. 145–146, Parisiis 1610, col. 1357.

詞 *cessare* の異読 (*cessarat, cesserat*) に触れた後、ローマ人が徴税を請負に出していたことに注意を喚起し、その請負人は税の種類 (十分の一税 [*decumus*], 関税・通行税 [*portorium*], 放牧税 [*scriptura*]) に応じて *decumanus, portitor, pecuarius* と呼ばれていたとする。このように *pecuarius* が徴取される側の放牧・牧畜業者ではなく徴収側と理解されている。その後、徴税作業は膨大であるため、身内を通じて行うこともあれば、他の市民に委譲することも (*concedobant*) あり、自身が耕作するわけではない耕作経営者たる *arator* がその市民に含まれる、とスエトニウスにおいて *arator* は、耕作者 (*ploughman*) という単語で思い浮かべる自身が耕作する農民階層とは異なることを明確に説明し⁵⁹⁾、この註記は、後代の刊本にも採用されてゆく。

しかし、管見では、スエトニウス『皇帝列伝』に対して、すでに、ボローニャ大学のフィリッポ・ベロアルド (*Filippo Beroaldo il Vecchio, 1453–1505*) によって鋭い註記が付されていた。1496年版の註解に頼ると、「キウィタス (市民団としての国家) というのは農業からなっているわけだから、まずアウグストゥスは農耕経営者を、そして穀物取引業者を考慮しなければならないと考えた。『ウェッレス弾劾』(3巻) (*Fruentaria*) が説いているように、かつては、シキリアにおいて、ローマの元老院によって農耕経営者のことがまず考慮されていた。(ほとんどすべての者が考えていたように) *arator* とは、小作農 (*colonus*) や農夫 (*agricola*) ではなく、大きな耕地を有する貴族 (*nobilis*) と解さなければならないことにここでは注意すべきである。小作から徴取するが、とりわけシキリアではそうである。[シラクサの王] ヒエローの法に基づいて、穀物の十分の一税を支払い、多数の穀物でローマの

59) この点、Forcellini, *Lexicon*, tom. I, supra not. 15, s.v. *arator* の「*Arator* と言われるのは、自己の農地を耕す者というよりも、公有地を賃借して大きな耕作地を有する、豊かな、しかもほとんど騎士階級に属する者である」との説明が分かりやすい。「*Aratores saepe dicebantur non tam illi, qui arabant suum rus, quam opulenti homines, et fere equestris ordinis, qui maximas arationes habebant, publico agro conducto.: quod genus hominum Cic. Agrar. 2. c. 31. et saepe in Verrinis laudat, ut honestissimum atque optimum. Id. Verr. 5. c. 5.*」

平民を支えていた貴族なのである」と decima の起源がローマの属州化以前であることも指摘される。貢租を納める構造が徴税請負と渾然と捉えられかねないことも分からないわけではない。さらに註記は以下のように続く。「キケロは、ウェッレースを、シキリアの農耕経営者に侵奪行為を行い、この上もなく誉れ高く豊かな人たちから、シキリア人だけでなくローマ市民からも掠奪を行ったとして激しく非難するとき、彼らのことを述べているのである。キケロの同じ巻では、この農耕経営者たちについて、長くはつきりとした記述がある。スエトニウスも彼らについてこの箇所述べており、ここでは negotians (事業をする者) という名称でも、私的に穀物に関わる negotiator の意味だとされており、キケロは、穀物の十分の一税と売買について書いて、同じウェッレースによって、彼らから侵奪が行われていると述べている」との解説がなされている⁶⁰⁾。このように、ペロアルドの註解は、negotians と negotiator を区別しないが、decima の起源、arator の性格、negotiator の活動やシキリアの状況を描きつつ、arator が耕作者・農夫との訳語からイメージされやすい自ら耕作する農民階層ではないことに注意を促している点で、価値が高い。

さてエルネステイに戻ると、相当数の者が考えているように、negotiator

60) Philippus Beroaldus/Marcus Sabellicus, *Commentaria in Suetonium Tranquillum de vita Caesarum*, Venetiis 1496, n.p., Philippus Beroardus, *Commentarius ad Caii Suetonii XII Caesares*, Parisiis 1610, col. 229. «Quum ex agricolatione consistant ciuitates, in primis Augustus rationem aratorum habendam esse duxit, et negotiatorum frumentariorum: sicut olim in Sicilia aratorum à Senatu Romano ratio in primis habita est: prout docet [Marcus] Cicero in Frumentaria. Ibi annotandum, aratores accipi non pro colonis, agricolisque (vt ferè omnes existiinant) sed pro viris nobilibus, qui arationes maximas habebant, potissimumque in Sicilia, qui decumas frumenti soluebant ex lege hieronica, qui copia rei frumentarirae alebant Romanam plebem. De his loquitur Marcus Tullius, quum grauiter insectatur Verrem, quod aratores in Sicilia vexauerit, spoliaveritque homines honestissimos, et locupletissimos, non solum Siculos, sed etiam Romanos ciues. Longa est apud eundem de aratoribus his, lucrentaque enarratio. De quibus et Tranquillus in hoc loco sentit, ubi et negotiantium nomine priuatim significantur negotiatores frumentarii, quos idem Marcus Tullius ab eodem Verre vexatos refert, scribens de frumento decumano, et empto.»

とは mercator のことではないことが述べられる。すでに見たように、シゴニオは、negotiator との対比で、mercator を、「我々が多く有するものを持ち出し（輸出し）、我々に欠けているものを運び入れて（輸入して）利益をあげる者のことである」と定義していたが、エルネスティは、まず negotium を gerere する者と mercator を区別している箇所として、先に挙げた『ウェッレス弾劾』第2公判（第2演説）(III.6) を再び援用する。ここでは、ローマに利益をもたらすシキリアを経験するローマ市民として、この属州で利益をあげローマへ帰る者と、そこにとどまり最終的には属州に本拠 (sedes) と住所 (domicilium) を定める者に分け、後者の業として、農耕経営 (arare)、放牧・牧畜 (pascere)、negotiari が挙げられていた。そして、ここから、委託事務管理人を通じて自己の土地を管理していたとのグラエウィウスの想定を誤りだとする⁶¹⁾。

続けて、シゴニオやオトマンと同じく、mercator と negotiator を同視することは誤りであるとして、いくつかの証左が挙げられる。

まず『ウェッレス弾劾』第2回公判（第2演説）(XLI.96) から、ウェッレスの餌食となったというのに、negotiator が、（査問法廷を求めて）ローマに出

61) 事実、グラエウィウス編『キケロ弁論集』1巻を見ると、『ウェッレス弾劾』第2回公判（第2演説）(LXXVII.188)に見られる an negotiator に対する註記で、「ところで negotiator とは、私の判断では mercator と同じであると思われる。属州においては、ローマ市民もでも同盟市市民でもあり、その果実を、自己の委託事務管理人を通じて売却するような農地を有する者である。……彼らは、大規模に手広く事業 negotia を行っている」として、例として、前述のアウルス・トレボニウスを挙げていた。Graevius (rec.), *Ciceronis Orationes*, tom. 1, supra not. 44, Pars I, p. 702. «Negotiatōres autem, cum videantur iidem esse, qui mercatores, sunt, mea sententia, cum cives Romani, tum socii in provinciis, qui agros habent, quorum fructus per procuratores suos vendunt, ut Aulus Trebonius, qui in Cilicia magna negotia et amplia, et praedia dicitur habere Tullio 1. epistol. ad fam. multi alii in iisdem libris commemorantur. Graevius» この文献学者グラエウィウス (Johann Georg Graevius, Graffe, 1632–1703) による全12巻に及ぶ『ローマ古事学宝典』(Thesaurus antiquitatum Romanarum, 1694–1699, Lugduni Batavorum) 2巻 (fol. 1824–1863) には重要な研究文献が収録されている。拙稿「シブランドゥス・シッカマ (1571–1622) と百人官法廷」『南山法学』43巻3・4合併号 (2020) p. 129.

向こうとしないので可能なかぎり属州にとどまろうとする者であること⁶²⁾、そして、ローマ人には mercatura は卑しいもの (ignobilis) だと見られていたの、元老院階級や騎士階級は誰も携わっておらず、平民そして解放奴隷だけが従事していたのに対し、属州では、arare, pascere, negotiari という営みが、ローマの rusticus と foenator と同じく、誉れ高いもの (honestum) であるとされていたとの区別を明らかにする。「我々の貴族は、農耕経営する、飼育する、硬貨を利息付貸金に置く (利息付金銭消費貸借を行う) ことは、誉れ高いこと (honestum) と考えているが、mercatura を行うことは貴族であることを汚すものと考えている」として、mercator と negotiator の身分や社会的評価の区別を示す。ローマ人にとって卑しいとされている業を述べる『義務論』1巻 (XLI.150) と、シキリアでの財務官時代にあって価格高騰時にローマに穀物を送った自身の功績を自慢し、「negotiator には親切にし、mercator には正しく、mancipes には自由人に相応しい態度で、socius には慎み深く」対応したとしている『プランキウス弁護論』(XXVI.64) も区別を裏付けるものとして援用される⁶³⁾。ここからエルネスティは、穀物取引について

62) オトマンも、この「Vexasti negotiatores; inviti enim Romam raroque decedunt.」につき、「この箇所は negotiator について、彼らは確かに属州の自己の財産の本拠と住所を有していたとの私の判断解釈を確証してくれる」«Locus hic meam de negotiatoribus sententiam confirmat. Eos nimirum in provincia sedes fortunarum suarum ac domicilium habuisse. Hottom.» と述べていた。Hotomanus, Commentarius Accusationis, : *Opera*, tom. III, supra not. 20, col. 1029.

63) Cicéron (Pierre Grimal (tr.)), *Discours*, tom. XVI. 2^e partie, Paris 1976, p. 106–107. «negotiatoribus comis, mercatoribus iustus, mancibus liberalis, sociis abstinens» ここでの comis (親切, 上品), iustus (正しい, 法 ius の尊重), liberalis (自由人らしい, 雅量のある), abstinens (自制した, 控えめ) は、各々に対する価値観を知る鍵ともなる。Jean Hatzfeld, *Les trafiquants*, supra not. 10, p. 194–196 は、「Dans une brillante dissertation, Ernesti en avait restreint l'emploi, pour l'époque classique, aux banquiers et aux négociants en blé; la plupart des historiens ont, dans l'ensemble, adopté, cette manière de voir.」と述べた直後にこの箇所に注目し、mercator よりも negotiator の評価が高かったために、前者が碑文に現れるのが稀であるとする。Jean Rougé, *Recherches sur l'organisation du commerce maritime en Méditerranée sous l'Empire romain*, Paris 1966, p. 278–282 もやはり同じ箇所を指摘している。

はまずは属州シキリアでの negotiator, それからローマでの mercator を区別していると理解しているのであろうか。

次に、モンペリエとパリ, そして晩年をイングランドで活躍したジュネーヴ出身の古典文学研究者カゾボン (Isaac Casaubon, 1559–1614)⁶⁴⁾による, 先に挙げたスエトニウス『皇帝列伝』「アウグストゥス」(42) に対する註記が時代の推移を無視したものである, として非難される。カゾボンは, 「negotiantes とは, テッレンティウスが考えている者ではなく, 何であるかを問わず何らかの negotiatio を行っている者である」⁶⁵⁾として, 外套商 (sagaria) 材木商 (lignaria) 炭焼商 (carbonaria), 屋根裏部屋の転借業者 (caenacularia) を挙げているが, その証左は勅法彙纂であり (Hi sunt qui Imperatoribus in Codice dicuntur), 確かに共和政末から帝政初期の概念には相応しくない。他方, 管見ではカゾボンは, 「彼 (スエトニウス) は他でもしばしばそうであるように, ローマで公の穀物配給で養ってもらっていた平民のことを populus と呼んでいる。この配給は, ほとんど仕事をしない大半は軍務を終えた者たちのものであった。ローマ市民の多くの者は, 手仕事を忌み嫌い, 奴隷にのみ相応しいと判断していたのである。だから, 兵役を終えると, 大抵は, 残りの人生を貧しく過ごしていたのである」⁶⁶⁾と, ほかでは見られない興味深い

64) Mark Pattison, *Isaac Casaubon 1559–1614*, 2^{ed.}, Genève 1970, Tom Keeline, “Grind Never Stops”, or the Life and Work of Isaac Casaubon, Posted on 14th July 2022. By Antigone = An Open Forum For Classics, <https://antigonejournal.com/2022/07/life-work-isaac-casaubon/>In Greek Literature, The Classical Tradition. Scaliger 以上にギリシャ語を駆使することができたことにつき, Paul Botley, Three Very Different Translators: Joseph Scaliger, Isaac Casaubon and Richard Thomson, in: *Canadian Review of Comparative Literature/Revue Canadienne de Littérature Comparée*, vol. 41(4), 2014, p. 482–484.

65) Casaubonus, *Animadversiones*, supra not. 50, fol. 81b. « 14 *Ut non minorem aratorum ac negotiantium quam populi rationem deduceret.*] ... Negotiantes sunt, non quos putat Torrentius; sed quicumque aliquam negotiationem exerceret, cuiusmodi erant centonaria, sagaria, carbonaria, caenacularia, et similes his alia in veterum libris et antiquis lapidibus nominatae. »

66) Casaubonus, *Animadversiones*, supra not. 50 fol. 81b. « Populum appellat, ut saepe

ローマ社会の姿を描き、スエトニウスが報告するアウグストゥスの考慮の背景を解説している。

エルネスティは、この種の業を営んでいた者は、キケロとアウグストゥス帝時代にはまだ negotiator と呼ばれていなかったとして⁶⁷⁾、カゾボンの想定のように、様々な職種を表すのではなく、スエトニウス『皇帝列伝』「アウグストゥス」(42)での negotiator が穀物を扱う商人 (negotiator frumentarius) であることは明白であるとする。そして、農地で生計を立てている農耕経営者にも、自己の土地 (ager proprius) であるか貢租負担地 (ager vectigalis) であるかを問わず、公による穀物調達に利益をもたらすものであったのであり、後に示すように、また属州では陣営・軍営 (castra) への運搬からも利益を得ていたとする。このようにエルネスティは、ローマの所有と公有との区別にも、ローマにとっての属州経営の意義についても敏感であった。

そしてここでも、キケロの時代には negotiator と mercator は同じではなかったことを強調し、以下の考察の二つの前提を述べる。一つは、名詞 negotia が確実に mercatura の意味で用いられている箇所を援用しても、negotium 概念は negotiator 概念よりも広いから反証とはならないということである。つまり negotium の語義が多様であるからといって negotiator の語義がそれに対応するわけではない。もしそうなら、negotium には法的紛争 (controversia iuris)、労働 (labor)、職業 (occupatio) の意味があるのだから、弁護人 (patronus causarum) をはじめ、何らかのジャンルで仕事を行う人は誰でも negotiator だと言える。

さらに第二の前提は、エルネスティが扱うのはキケロの時代、自由な共和政 (Ciceroniana aetas, libera republica) であり、後代の著作家に基づく非難はあ

alibi, plebem quae Romae frumento publico alebatur. haec fere otiosorum hominum fuit, et magna ex parte functorum militia: cives enim Romani artes βαναύσεις perique a se spernebant, et solis servis dignas iudicabant, ipsi bellis vacabant: unde peractis stipendiis egeni plerumque quod supererat vitae degebant. »

67) もっとも、カゾボンの場合、帝政初期について negotiantes と現在分詞の表現と同視していることを指摘することもできよう。

たらないとすることであり、このことはすべてのラテン語、ラテン文学 (Latinitas) を扱うにあたって真摯に考えておくべきである、とする。ここで、辞書編纂にあたって、単語の複数の意味につき、ジャンルによってだけでなく、時代によって細心の注意を払って区別すべし、とのショッペ (Kasper Sciope, 1576–1649) の忠告が紹介される⁶⁸⁾。このように、従来法学者たちが colligere することのない箇所 loci を用いて (ex quibus nihil praeterea de vera negotiatorum ratione colligas), negotiator について過去の誤った判断がいわば消極的に取り除かれたわけである。

それでは、次に、積極的に、negotiator の意味の射程範囲 (potestas) を定めることができる箇所を指摘しなければならない。エルネスティは、ローマの事情を以下のように説明する。

我々にあってそうであるように、ローマでも、誉れ高きこと (honestas) を旨とする最上級の身分に属する者が財産を増やす通例の方法 (usitatae rei augenda rationes) としては、利息付消費貸借 (foenerari) と土地から採取した果実の売却 (fructibus praediorum percipiendis vendendis) があった。前者による者は foenatores (renteniers) と言われ、後者による者はローマの農業経営者 (rustici Romani) と言われていた。これに対して、十分の一税、放牧税、関税・通行税の徴税請負という第三の方法は、すべての身分に許されていたわけではない (Equidem vero ordini proprium erat genus tertium)。しかし多数にのぼる騎士階級や平民がすべてイタリアで不動産を有することができるわけでも、金銭の投資により利益を得ることができるわけでもなかった。そこで、騎士階級と平民の大部分 (magna pars) は属州に投資したわけである。軍司令官がどこかの地域を戦争によって征服するや否や、属州に対する協定 (forma) によって、属州におけるローマ市民の conventus が開かれ、都市が建設された (urbes

68) Marco Cavarzere, s.v. SCHOPPE, Kaspar, in: *Dizionario Biografico degli Italiani*, Vol. 91 2018. カトリックに改宗し、新教、さらにはイエズス会を攻撃したことで知られるが、同時に、文法学者としても有名である。例えば, Manuel Mañas Uúñez y Carmen inmaculada Mañas Galán (tr.), *Gaspar Scioppio. Praefatio de veteris ac novae Grammaticae Latinae Origine, Dignitate et Usu*, Cáceres 2022 を参照。

constitutae)。この都市に、自己の財産を欲する者の業として、農耕経営 (arare)、放牧・牧畜 (pascere)、そして negotiari があった。そして最後の業の主な方法は、属州民に消費貸借を行い、利息を徴取することであった。そして属州では利息を制限する法律がなかったため、属州の利息はケンテシマ (年利 12%) の 2 倍、3 倍、4 倍にさえ膨れ上がった⁶⁹⁾。ウアレリウス・マクシムス『著名言行録』4 巻 8 章は、この利息を残忍な (cruentes) と呼んでいるが、それはこうした事情による。たまたまキケロが法務官格属州総督 (propraetor) として属州キリキアを、彼の弟クイントゥスが執政官格総督 (proconsul) として属州アジアを統治していたときは、こうした金融業者の厚顔無恥 (impudentia negotiatorum) に抵抗すること (resistere) があったが、それは例外である。金銭はローマにあつては銀行業者 (argentarius) のもとに寄託されているように、(属州では) negotiator のもとに寄託されていた。だからローマに銀行業者の forum (広場、取引市場) があつたように、negotiator の forum があり、破綻した場合には「forum から去る (cedere foro)」との表現があつた。

このように説明した後、エルネスティはペリゾニウスのルール (Perizoniana formula) が確認されなければならないとして、キケロが数多くの証拠を提供するという。『フラックス弁護』(XXIX.70) で、キケロは、自由都市アポロニウスで土地を正当に購入したとする〔訴追人デキムス・ラエリウスと並ぶ補助訴追人 subscriptor であるガイウス・〕デキアヌスにつき、高貴な生まれにもかかわらず negotiari し (negotiaris)、ペルガモンにおいて forum に顔を出している (versaris)、と説明している⁷⁰⁾。エルネスティは、これが金銭に関わらない negotiatio のはずがないとする。そして、negotiatores が、彼らが negotiari している「forum を放棄する・forum との関係を絶つ・破綻する (forum ei-

69) 挙げられているのは、2 倍の例のある『ウェッレス弾劾』第 2 回公判 (第 2 演説) (LXX.165)、サラミスの有名な事件を報告する『アッティクス宛書簡集』(VI.1,2) である。拙稿「サヴィニー」(前註 13) 参照。

70) Cicéron, *Discours*, tom. XII, supra not. 46, p. 121. «Negotiaris in libera civitate. ... Quo usque negotiaberere, cum praesertim sis isto loco natus? Annos iam xxx in foro versaris, sed tamen in Pergameno.»

rare)」のは恥辱であると考えている (Negotiatores sibi putant esse turpe, id forum eiurare [ejerare], ubi negotientur) と述べられている『ウェッレース弾劾』第2回公判(第3演説)(LX.137)が指摘される⁷¹⁾。

さらに挙げられる、『縁者・友人宛書簡集』541(XIII.33)では⁷²⁾、三人の解放奴隷が委託事務 negotia (negotia, quae procurant liberti) を属州で行っていることをナソが伝えている。『同書簡集』234(XIII.56)では⁷³⁾、「プテオリ出身の銀行家クルウィウスが、あなたの属州に何らかの negotium を行っている」(in tua provincia negotii habeat)とあり、『同書簡集』253(XIII.57)では⁷⁴⁾、キケロの使節 (legatus) であるマルクス・アンネイウスが、サルディスの住民と行っている、その彼の negotium が意向にそって決着した (illud suum negotium ex sententia confecisse) とある。次の『縁者・友人宛書簡集』577(XIII.66)では、カエキーナがあなた(名宛人セルウィリウス・イサウリクス Servilius Isauricus)の属州(アジア)で古くからの残りの negotia を整理・処理する (colligere にあたり、あなたに支援を懇願している⁷⁵⁾)。このように友人又はカエキーナが属州で negotium を行っている用例が確認できる。いずれも属州における negotium

71) このようにエルネステイは取引が行われる form からの退場、破綻を想定しているように思われる。もっとも forum に法廷の含意を含ませる、あるいは少し折衷して裁判管轄と解する立場もある。Cicéron, *Discours*, tom.IV, supra not. 54, p. 80. «Les grands négociants regardent comme une honte pour eux de récuser comme suspects d'injustice les citoyens du siège de la circonscription judiciaire où ils exercent leur négoce.» cf. C. D. Yonge, *The Orations of Marcus Tullius Cicero*, vol. I, London 1908 p. 357. «The brokers think it a scandalous thing for a man to protest against, as unjust to himself, that form in which they transact their business.»

72) Cicéron (Jean Beaujeu (tr.)), *Correspondance*, tom. VII, Paris 2002, p. 175, Cicéron, *Correspondance*, 2021, supra not. 12, [541] p. 638.

73) Cicéron (Léopold-Albert Constans (tr.)), *Correspondance*, tom. IV, Paris 1962, p. 11, Cicéron, *Correspondance*, 2021, supra not. 12, [234] p. 328–329.

74) Cicéron, *Correspondance*, tom. IV, supra not. 73, p. 165, Cicéron, *Correspondance*, 2021, supra not. 12, [253] p. 354.

75) Cicéron, *Correspondance*, tom. VII, supra not. 72 p. 253–254, Cicéron, *Correspondance*, 2021, supra not. 12, [577] p. 666–667. «je te pris et te supplie avec insistance de l'aider à rassembler les débris de ses anciennes affaires.»

の存在が確認できる書簡である。もともと、negotiator が営む negotium というよりも、「紛争」なり「法的紛争」と解する方が適切な用例もあるように思われる。とりわけ、cum や conficio と結びつく『縁者・友人宛書簡集』253 (XIII.57) はそうである⁷⁶⁾。

次に、卓越した書簡 (praeclara epistola) として挙げられるのは、『弟クイントゥス宛書簡集』30 (I.1) である⁷⁷⁾。ここでは、クイントゥスが〔3年目となる〕統治する属州 (アジア) は、人類の中でも最も文明化の度合の高い (humanissimus) 類の同盟市市民 (socii) と市民 (cives) からなっており、市民は、徴税請負人であるか negotiari によって豊かになった (ita negotiantur ut locupletes sint) 者であり、徴税請負人は我々との絆が最も強く (summa necessitudine attingunt), negotiari の者は、我々が執政官であることからの恩恵を受けて自分たちの財産が安全であると考えている者だとされている。後者もローマ市民であることが鮮明になる。

続いて、ローマの社会経済状況を伝える箇所が指摘される。一つは、『義務論』(II.24) である⁷⁸⁾。ここでキケロは、貸金返済義務を含む信義が国家にとってことのほか重要であることを説き、執政官時代に、債務の弁済を拒むあらゆる類の人々や階層の人々が、武器を携え陣営を築いて事を起こそうとしたのに (armis et castris temptata res) 対抗したことを述べている。今一つは、

76) Cicéron, *Correspondance*, tom. IV, supra not.73, p. 165, Cicéron, *Correspondance*, 2021, supra not.12, [253] p. 354. « mais aujourd’hui encore j’insiste et te prie de t’occuper de l’affaire qu’il a avec les Sardinien afin qu’elle vienne pour lui à bonne fin, comme il est just et comme il le mérite. … d’apprendre qu’il a, grâce à toi, terminé personnellement son affaires selon ses vœux. »

77) Cicéron, *Correspondance*, tom. I, supra not. 47, p. 199–221, p. 201, Cicéron, *Correspondance*, 2021, supra not. 12, [30] p. 76–88, p. 77. « 6. Constat enim ea provincia primum ex eo genere sociorum quod est ex hominum omni genere humanissimum, deinde ex eo genere civium qui aut, quod publicani sunt, nos summa necessitudine attingunt aut, quod ita negotiantur ut locupletes sint, nostri consulatus beneficio se incolumes fortunas habere arbitrantur. »

78) Cicéron (Maurice Testard (tr.)), *Les devoirs*, Livres II et III, Paris 1970, p. 61–62.

『マニリウス法』(VII.19)である⁷⁹⁾。ここでキケロは、アジアにおけるミトリダテスとの戦争によって多大な損失を蒙り、ローマの forum に関わる信用や金銭勘定・金融 (haec fides atque ratio pecuniarum, le crédit et toutes les affaires d'argent = ce crédit et cette circulation de l'argent) が、アジアの金銭の諸問題に巻き込まれた経験を忘れるべきではなく、アジア経済の崩壊がローマ経済の弱体や倒壊を意味することを強調し、戦争が、名声による栄光 (gloria nominis)、同盟市民民たちの安寧・福祉 (salus sociorum)、そして貢租による最大限の税収 (vectigalia maxima) を守るためのものであることを強調している。エルネスティはこれらの箇所 of 文言のいくつかを直接に引用する。

次に彼は、『セスティウス弁護』(XLIII.93)の一節「ローマ市民である債権者の財産を、ギリシャ人である債務者と分配した」(eundemque bona creditorum, civium Romanorum, cum debitoribus Graecis divisisse) を引用し⁸⁰⁾、「ローマ市民である債権者とは、negotiatores でなければ誰だというのか」(Qui sunt creditores, cives Romani, nisi negotiatores?) として negotiator の輪郭をはっきりとさせてゆく。次に挙げられるのは『アッティクス宛書簡集』484 (XII.5C) である。「ニカシオたちの勘定元帳から逃れて精算しなければならない」(Nicasionumque ἀρχέτυπα [archetypha] fugienda conficiendaeque tabulae)⁸¹⁾ という一文である。彼自身写本の読みが驚くほど異なっているとし、事実様々な読みが提案され、Neocasium との写本もあるが、古銭学の著作を著した前述のヨハン・フリードリヒの息子ヤコブ・グロノウィウス (Jacobus Gronovius, Jacob Gronow, 1645–1716)

79) Cicéron (André Boulanger (tr.)), *Discours*, tom. VII, Paris 1961, p. 167.

80) Cicéron (Jean Cousin (tr.)), *Discours*, tom. XIV, Paris 1965, p. 185. 以下では dividere は distribuere の意味で、cum を本人とではなく、与格のように entre, among と理解されている。ここでの cum を «il a partagé entre les Grecs débiteurs les biens de leurs créanciers, qui étaient citoyens Romains.» と «how he also divided the goods of creditors, citizens of Rome, among Greeks who were their debtors» の理解がある。

81) Cicéron, *Correspondance*, tom. VII, supra not. 72, p. 39, Cicéron, *Correspondance*, 2021, supra not. 12, [484], p. 586, Cicerone, *Epistole ad Attico*, vol. 2, supra not. 81, [241] p. 1034–1035. この不明の債権者名について、後者は、キケロが債権者名をはっきりさせたくなかった、と想定する。

は negotiationum と読むべきだとする⁸²⁾。この推測は νεοεικοστώνων としたヨハン・フリードリヒの読みよりもこの箇所に適合的であり容易に理解でき蓋然的であるので、多くの賛同を得ているという。なるほどこの negotiationum という読みが是認されれば、様々な取引の出納が記録されていた negotiator の tabulae としての archetypo negotiationum はエルネスティの判断を確認することにもなるが、こうした内容からの都合のよい読みは近代的批判・校訂の手法に基づくと、直ちに是認されるわけではない⁸³⁾。

さらに、異なる文献タイプのウアレリウス・マクシムス『著名言行録』4巻8章3が援用される⁸⁴⁾。ここでは、気前の良さをテーマに、クイントゥス・コンシディウスは莫大な利息付消費貸借の債権を有していたところ、カティリーナの常軌を逸した凶暴な振舞いで国家が混乱し不動産価格も下落したため富裕な階層ですら債務弁済が難しくなったときに、債権の請求をさせなかったことが述べられ、その対比として、「主として negotiatio から利益を得ている者たちは、血まみれの金銭 (pecunia cruenta) を家に持ち込むとき、コンシディウスに感謝を表明する元老院議決を注意深く読むことを厭わなければ、自分がいかに非難される利益で飛び跳ねているか分かるであろう」としてい

82) この経緯を詳しく述べるものとして、Io. Casp. Orellius / Io. Georgius Baiterus, *Onomasticon Tullianum*, pars III, Turici 1837, Index Greco-Latinus, p. 16, s.v. *Αρχέτυπον*。ヨハン・フリードリヒ (1611–1671) の息子ヤコブ・グロノウィウス Jacob Gronovius (1645–1716) は、レイデン大学のギリシャ語と歴史の教授で、*Thesaurus Antiquitatum Graecarum* で有名である。

83) いわゆるラハマンの法則については、さしあたり拙稿「5 史料・正文批判」小川浩三他編『キーコンセプト法学史——ローマ法・学識法から西洋法制史へ——』ミネルヴァ書房 (2023) 39–48 頁、伊藤博明「ラハマン・メソッドとはなにか——セバステアノー・ティンパナロ『ラハマン・メソッドの創成』をめぐって」『書物学 第17巻 編集文献学への誘い』勉誠出版 (2019), Sebastiano Timpanaro, *La genesi del metodo di Lachmann*, Torino 2010, (Glenn W. Most (tr.)), *The Genesis of Lachmann's Method*, Chicago, 2005 を参照。ちなみに前註 81 の Di Spigno による伊訳は、この不明の債権者名について、後者は、キケロが債権者名をはっきりさせなかった、と想定する。

84) Valère Maxime (Robert Combès (tr.)), *Faits et dits mémorables*, tom. II, Livre IV–VI, Paris 2003, p.64. negotiatione, negotiationi の異読のみである。

る。この作品はビュデ版で *emendationum auctores* の一覧が掲載されていることから分かるように、とりわけ正文校訂の議論が盛んで、この引用箇所も例外ではなく⁸⁵⁾、エルネスティはその一端を以下のように報告する。少し煩瑣であるが実証主義以前の *Textkritik* を垣間見る意味で比較的忠実に紹介しておこう。

彼はまず、パリでカゾボンと親交のあったサルマシウス（クロード・ソメーズ *Claudius Salmasius, Claude Saumaise, 1588–1653*）が、鍵となる *negotiatio* の代わりに、*necatio*（殺人・殺害）と読むことを提案していることを紹介する。実際、サルマシウスが驚異的な博識を披露する著名な『利息論』（*De usuris*）を見ると、彼は、十二表法以来の、利息制限についての歴史叙述で、カトー以来の盗人（*fur*）と高利貸し（*foenerator*）の比肩やリウィウスの多数の箇所での *foenerator* に対する断罪などを確認した後、盗は、意に反して他人の物に手をつけること（*furtum est rei alienae contractatio invito domino*）であるのに対して⁸⁶⁾、利息付消費貸借には借主の意思が反映している、と両者を対比させ（*rem suam offert volentibus utendam cum certi pactione invrementi reddendam*）、借財は強制ではないのだから不法ではない、としている（*accipere mutuum pecuniam nolentes nemo cogit. volenti posso fit iniuria*）。そして鍵概念である *invitus*（意に反して）について、「この *negotiatio* を *necatio*（殺人・殺害）と呼ぶ者たちがいるが、私としては、助けないなら死を意味するような飢饉の危険が差し迫る中、如何に高い利息であったとしても、極端な窮乏にあつて、消費貸

85) 同じ箇所注目する最近の論文として Gianluca Soricelli, *Le attività finanziarie e la crisi degli anni 80 del I a.C. Alcune osservazioni*, in: A. Marcone (a cura di), *Lavoro, Lavoratori e Dinamiche Sociali a Roma Antica*, p. 102–117, p. 110 を参照。コンシディウスは『クルエンティウス弁護』（XXVIII. 107）では信念を変えず、裁判にも、刑事裁判にあるべき真剣な対応にも経験を積み、徳・知性・権威を有する者として描かれている。Cicéron (Pierre Boyancé (tr.)), *Discours*, tom. VIII, Paris 1953, p. 122 は、このコンシディウスを不明とする。

86) 拙稿「ローマ法大全における盗訴権と占有についての覚書」『南山法学』45 卷 3・4 合併号（2022）337–386 頁参照。

借金を貸してもらえない者こそ殺されるようなものだと言いたい⁸⁷⁾とまで述べている。ここには通常の消費貸借からの利益を「血まみれの金銭」と表現するはずがないとの想定がある。自身の考えが校訂作業に色濃く反映される好例である。こうした推測、修正提案に対し伝来の読み方が博学な人士たちによって回復されたとされる。代表的なのが、先に挙げたヨハン・フリードリヒ・グロノウィウスである。彼は『観察』4巻24章で⁸⁸⁾、ウァレリウス・マクシムスのこの箇所について、リプシウス (Lipsius) の *negatione* の提案やコレリス (Coleris) による *nundinatione* (商売・売買) と大胆に修正しての出版はともに誤りであり⁸⁹⁾、利息付で貸借される金銭は商品の代わりであり、内容面から、旧来の読み方 *negotiatione* を支持するものとして、高利貸し自体は、*μεταβλητικῆς* つまり *negotiatio* の一つであることを承知しておく必要がある、と述べている。グロノウィウスは、さらに著名な『アッティクス宛書簡集』(V.21)をはじめ、金銭に関わる *negotiator*, *negotium* が問題となっている『プランキウス弁護』(64) D.2.13.4pr. (ウルピアヌス『告示注解』4巻) D.2.13.6.3 (同巻), D.14.3.19.1 (パピニアヌス『解答録』3巻) を挙げている。

エルネステイが次に援用するのは、ユリウス・フィルミクス・マテルヌス

87) Claudius Salmasius, *De usura*, Lugd. Batavorum, 1638, p.542–543. « Si haec negotiatio a quibusdam necatio appellatur, interfici potius hominem ego tum dicerem cui extrema necessitate pecunia non daretur mutua, vel sub usura quantalibet, si hoc modo eriperetur ex imminente famis periculo, qua alias moriturus speraretur, nisi sic subventum ei esset. »

88) Gronovius, *Observationes*, supra not. 17, p.796.

89) リプシウスについては、Iustus Lipsius, *Breves notae ad Valerium Maximum*, in: *Opera omnia, quae ad criticam proprie spectant*, Antverpiae 1600, p.530, « Vetus, negatione. De re usuraria loquitur, eaque inhonesta: cui nimis honestum Negotiationis verbum. Credam facile fuisse, nummatione. » 利息について、そして不名誉な問題について述べている。しかしこれはその後の、Lipsiusの註記付の刊本でも記録されないことが多いようである。cf. Tom Deneire, Justus Lipsius and the Authors of Antiquity, *Neo-latin literature*, p.4. 例えば、Valerius Maximus (Stephanus Pighius, Christophorus Colerus (emend.)), *Dicta et factaque memorabiles*, Francofurti 1627, p.146 を参照。

(Julius Firmicus Maternus) による『占星術・天文学』の一節⁹⁰⁾である⁹¹⁾。これはコンスタンティヌス帝期 4 世紀の占星術ないし天文学の教科書であり、あるいはそれが例えばウェルギウスと同時代 1 世紀のマルクス・マニリウス (Marcus Manilius) 『占星・天文詩』 (Astronomica) から採られている部分であるならともかく、そうでない限りキケロの時代や帝政初期の証左にはならないであろう⁹²⁾。

彼は続けて、これほど明白な (insignius) 証左となるものはないとして、『アッティクス宛書簡集』 241 (V. 21. 10–13) 245 (VI. 1. 3–7) 258 (VI. 2. 7–9) 261 (VI. 3. 5–6) の 4 書簡でキケロが言及する事案を丁寧に紹介する⁹³⁾。すでに若干触れた

90) Firmicus Maternus (P. Monat (tr.)), *Mathesis*, t. 2, Paris 1994, p. 160, liv. IV, XIV. 6. «Si vero, a Mercurio defluens, minuta lumine, Luna ad Iovem feratur, aut rationibus praeponeat, aut fenoris negotiationibus facit esse praepositos, aut facit actores et tales quibus publica vel fiscalia instrumenta credantur, aut ponderibus publicis aut fiscalibus facit praeponeat aut privatarum litium iudices facit et ex his actibus maxima facultatum incrementa decernit, sed et felicitatis largitur insignia.» 「しかし、月が、メルクリウス (水星) から離れ、光薄く欠けつつ、ユピテル (木星) へと導かれると、帳簿のために若しくは利息付消費貸借のために責任者を定め、又は、公つまり国庫の記録が委ねられるような官吏やその類いを作り……」。cf. Julius Firmicus Maternus (Jean Rhys Bram (tr.)), *Ancient Astrology: Theory and Practice: Matheseos*, libri VIII, Bel Air MD 2005, p. 130–131, idem (James H. Holden (tr.)), *Mathesis*, Tempe AZ. 2011, p. 201, idem (Haqall Thorson (Übers.)) *Die acht Bücher des Wissens. Matheseos libri VIII*, Tübingen 2008, S. 168.

91) Hofmann, *Lexicon*, supra not. 57, s.v. *Negotiantes* や Gronovius, *Observationes*, supra not. 17, lib. 4. cap. 24, p. 797 もこの箇所を引用する。前者は、*Negotiantes* の説明の冒頭でキケロにとっては金貸しのことである (Ciceroni foenerantes) として、次に述べる『アッティクス宛書簡集』 241 (V. 21. 10–) を援用する。

92) マニリウス『占星術』 (Manilius, *Astronomica*) の第 5 巻冒頭では、星座を物語る、天空を駆け巡った後に、通例のように、惑星や太陽神、月神、十二宮、土星、木星、火星、太陽の軌道、火星、水星の軌道を通り、月の言及へと移らず、天空にとどまるとしており、エルネステイが引用するフィルミクス・マテルヌスの文に対応する部分は見られないと思われる。Manilius (George P. Goold (ed.)), *Astronomica*, Leipzig 1985.

93) Cicéron, *Correspondance*, tom. IV, supra not. 73, p. 131–135, p. 140–144, p. 180–183, p. 210–211, Cicéron, *Correspondance*, 2021, supra not. 12, p. 337–338, p. 341–343,

がこれらの書簡が伝える事案は、近代になるとサヴィニーがベルリン・アカデミーで報告し詳細に検討し注目をあびることになったものであるが、エルネスティの時代、彼はこの書簡がほとんど読まれていないとし、我々の問題に関わるのみならず、negotiator がいかに残酷であったかを教える貴重な史料であると述べ、自身が注目したことを自負する。なるほど、シャルル・デュムランの浩瀚な『利息論』(44)を見ると、キケロの時代について、一年間月毎の利息が未払の場合の年末の重利 (anatocismus) の請求の慣行があったことや皇帝によって禁止されたことを論じるにあたりこの書簡を援用し⁹⁴⁾、先に挙げたサルマシウスは、『利息論』ではなく『利率論』(De modo usurarium) で触れてはいる⁹⁵⁾。しかし、一般的に言って、ローマにとっての

p. 363–364, p. 367–368, Cicerone, *Epistole ad Attico*, supra not. 81, vol. 2, p. 496–503, p. 508–517, p. 540–545, p. 548–553. 拙稿「サヴィニー」(前註 13)を見よ。Hatzfeld, *Les trafiquants*, supra not. 10, p. 200–212 も扱っていた。

94) Carlus Molinaeus, *Tractatus contractuum et usurarum reddituumque pecunia constitutorum*, in: *Opera omnia*, tom. II, Parisiis 1681 fol. 16a. «Quaestio I, 44. Circa primam adhuc tempore Ciceronis vulgo exigebant usurarum usuras, dumque Ciliciam administraret» キケロの時代には一般的に重利を請求しており、彼がキリキアを統治している間もそれを許していた。ケンテシマの利息さえもである。しかし月毎に、つまり毎月の月末でも、3か月4か月毎の月末でもなく、年毎に、つまり債務者が月々の利息を1年間支払わない場合である。「eas permisit, etiam centesimarum usurarum centesimas usuras, non tamen in singulos menses, sive immediatè a fine cuiuslibet mensis, nec in singulos trimestres aut semestres, sed demum in singulos annos, scilicet casu quo debitor per annum integrum in solvendis menstruis usuris cessasset. Hanc vocat Cicero renovationem fœnoris lib. 6. ad Atticum Episs. I, 3. et 4. lib. 5. Epistola ultima, verbo Graeco aptissimè vocat Anatocismus: ubi impudentiae arguit Scaptium, qui centesimis cum anatocismo eoque anniversario, id est in singulis annos revocando, contentus non esset. Postea Principes Romani usurarum usuras omnino et generaliter vetuerunt, nota etiam infamiae contra facienti iniusta. I. improbum fornus C. ex quibus caus. infam. irrog. (C. 2.11.20)»

95) Claudius Salmasius, *De modo usurarum*, Lugd. Batavor. 1639, p. 362. «Sic Cicero lib. vi ad Atticum: Confeceram, ut solverent centesimos sexennii ductis, cum renovatione singulorum annorum. Idem lib. v Epist. ult. Præsertim cum senatusconsultorum modo factum fit, puto postquam tu es profectus, ut centesima perpetuo fœnore ducerentur.»

属州統治の意義などの問題を本格的に扱う視点は希薄であったように思われる⁹⁶⁾。

書簡の内容の紹介について、エルネスティは冒頭で、「時にサラミス人には公に金銭が必要であったので、彼らは、ローマで借換えを行うこと (*versuram facere*)、つまり利息付消費貸借金を受ける (*pecuniam mutuam sub usuris sumere*) ことを望んでいた。このことは、ケッラリウスが、*versura* を行うことは、一般的に、利息付で消費貸借金を受領することだと俗に考えているのとは異なる」として、事件の出発点を解説する。今日でもなお議論のある *versuram facere* につき、借換えであること⁹⁷⁾、そして、そもそも消費貸借がしばしば「公に必要」からであった、つまりローマへの支払いのために属州の都市が借財に苦しむこと、そこにローマ人として *negotiator* が融資を行って利益を上げ、さらに「借換え」が介在するという構造が示唆される。ここで *versuram facere* を単純な利息付消費貸借としている論者としてケッラリウス、ケラー (*Christophorus Cellarius*, *Christoph Keller*, 1638–1707) が挙げられる。彼は、むしろ古代、中世、近代の三区分を広めたことや、『古代地誌総覧』(*Notitia Orbis Antiqui, Geographia Plenior*) で知られているが、正文批判などが厳密な専門家向けではないとされる、『キケロ弁論選集』(*Ciceronis Selectae Orationes*, 1678, Venetiis 1737) や『キケロ書簡選集』(*Ciceronis Epistolae ad Diversos*, Lipsiae 1722) など、学生に利用しやすく長く用いられた古典文献の編纂に尽力したすぐれた古典教育者とされる⁹⁸⁾。しかし利用できた彼の編集によるキケロ弁論選集や書簡選集には *versura* を解説する部分は見当たらない。エルネスティは、若者に古典に取り組む心構えを述べているこの論考では、むしろ

96) むしろ、マヌーツィオ (*Paolo Manuzio*, *Paulus Manutius*, 1512–1574) 以来の、キケロ書簡の様々な文言に付された解説がある時期までは踏襲され、ローマの社会問題を高い意識を持って註解を読むことは可能であったやもしれない。拙稿「サヴィニー」(前註 13) 58 頁脚註 26 を参照。

97) この *versura* については、前註 13 を参照。

98) *Cellarius*, *Christophorus*, in: *Der Neue Pauly. Supplemente Bd. 6, Geschichte der Altertumswissenschaften: Biographisches Lexikon*, Stuttgart 2012, S. 210–212.

ケッラリウスによる学生のための『暗記用ラテン語単語集』(*Latinitatis probatae et exercitae liber memorialis*) の *versura* に宛てられた独訳語を念頭に置いていたとの推測も可能かも知れない。しかし、利用できた 1721 年版では *Verkehrung, Schuldwechselung* (Merseburgi p.229) 1766 年版 (Stutgardiae, p.263) では *Bezahlung mit geborgten Geld, Verkehrung* (p.263) の訳語があてられており、債務の更改や金銭を借りた上での弁済が想定され、単純な金銭消費貸借と理解しているとは言えない⁹⁹⁾。

次に、母市ローマで属州民に利息付で消費貸借金を与えないこと、そして属州の政務官職者は、人が消費貸借金を与えたときにその借用証書に基づいて裁判をしないこと、を定めるガビヌス法が紹介される¹⁰⁰⁾。そしてサラミス人に消費貸借金を与えるのは、実はカエサル暗殺者として有名なブルトウスの手下である、キケロが高利貸し (foenerator) と呼ぶスカプトウスとメティニウスだけであり、彼らは年利 48% の利息を望んだ (*dare volebant quaternis centesimos in annos singulos*)。彼らは一つ目の元老院議決によりガビヌス法の規定する罰金からは免れていたが、この借用書に基づく判決は下されず、さらに、この借用書にも同じ法が適用される、つまり上限利息年利 12% が適用されるとの別の元老院議決が行われた¹⁰¹⁾。スカプティウスは、属州キリキアの執政官格総督アッピウスのもとにやってきて、ブルトウスの推挙で、代官職 (*praefectura*) と騎士隊を得た。スカプティウスは、自身の騎士隊

99) 1794 年オランダ語版 (*Latinitatis Liber Memorialis, in usum scholarum Belgicae conversus*, 6. ed. Lugduni Batavorum) では、*Eene omwending, opgenomen geld* (p.273) とあり、訳者がそのように考えたようである。

100) G. Rotondi, *Leges Publicae Populi Romani*, Milano 1912, Hildesheim 1990, p.373–374, 687/67. *Lex Gabinia de versura Romae provincialibus non facienda* (*versura* を単純に消費貸借として表題を想定しているが法律の名称につき text があるわけではない), Theodor Mommsen, *Römisches Strafrecht*, 2. Aufl., Leipzig 1899, Aalen 1990, S.889. 法律の詳細につき, M. Bonnefond, *La Lex Gabinia sur les ambassades*, in: C. Nicolet (dir.), *Des Ordres à Rome*, Paris 1984, p.61–99, 特に p.87–94 を見よ。拙稿「サヴィニー」(前註 13) 60 頁脚註 42, 73–76 参照。

101) 拙稿「サヴィニー」(前註 13) 42 頁参照。

を率いてサラミスに赴き、キュプロス島サラミスの元老院議員をクリア議事堂で幽閉し、5人を餓死させるにいたった。こうした中、アッピウスから総督職を引き継いだのがキケロである。キケロはまず騎士隊にキュプロスから撤退するよう命じる。サラミスはキケロにも自身を騎士隊長 (praefectus)¹⁰²⁾とするよう迫るが、キケロは、自らの属州において negotiari していた negotiator に騎士隊長職を与えることはしないとして拒絶する一方¹⁰³⁾、サラミス市民が金銭を支払うように配慮することを約束する。サラミス人は告示に基づいて利息付での返済するよう説得される。キケロは踏襲の告示により年利 12% を堅持するものの、毎年の変更 (つまり実質的には重利) を認めるが、スカプティウスは年利 12% には合意していないと主張して、借用書に基づき 48% を請求する。キケロは自身の任期中の決着を望まず、先送りをしてスカプティウスに譲歩する形を取る。

これがキケロの書簡から知ることのできる経緯である。エルネスティは、このキケロの報告を foenator が属州で negotiator と呼ばれていたことを明らかにする証拠とする。そして文芸の黄金時代の作家たち (aurae aetatis scriptores) は、ローマでは foenator、属州では negotiator という区別を堅持していたとして、さらに『フォンティウス弁護』(V.11) を挙げる。ここでキケロは、属州ガリア・トランサルピナにおいて借換目的で莫大な借金をしたのが、ガリア人ではなく、ガリアで negotiari しているローマ市民であると述べている。つまりローマ人の negotiator は、一方で借り入れ、他方で貸し出していたのである。

102) 拙稿「サヴィニー」(前註 13) 37 頁, 45-46 頁を参照。サヴィニーはマヌーツィオの解釈を退け、執行機関、実力行使部隊の長としての騎士隊長と解している。

103) 拙稿「サヴィニー」(前註 13) では negotiari を金銭取引と訳していた。キケロは自身のこの方針をすでに他でも貫いてきたことを述べている。Ernesti, *De Negotiatoribus*, supra not. 33, p. 13. «Negat Cicero se negotiatori, qui in provincia sua negotia-retur, praefecturam daturum». Cicéron, *Correspondance*, tom. IV, supra not. 73, p. 143, Cicéron, *Correspondance*, 2021, supra not. 12, [245] p. 342, Cicerone, *Epistole ad Attico*, supra not. 81, vol. 1, p. 514-515. «quod ego Torquato nostro in tuo Laenio, Pompeio ipsi in Sex. Statio negavi et iis probavi, VI. 1.6»

こうしてエルネステイは、なるほど *negotium* が用いられるのは利益を上げるあらゆる種類の業についてであるが、しかしとりわけ金銭に関わる業についてであることを改めて確認する。そして先に援用された『縁者・友人宛書簡集』(XCVI. Fam. I.3)「あなた〔レントゥルス〕の属州で大規模に手広く(後述) *negotia* を行っている」(*qui in tua provincia magna negotia et ampla et expedita habet, qui a dans ta province des affaires considérables, étendues et prospères*) アウルス・トレボニウス¹⁰⁴⁾における大規模で手広い *negotia* とは何なのかを問う。『ウェッレス弾劾』第2回公判(第2演説)(LXXVII. 188)では、メッテルスを告発するにあたり、組合員の帳簿(*tabulae sociorum*)を精査したところ、帳簿にはシキリアで聞いたこともないガイウス・ウェッルキウスという不明な人物の出納が記載されており、この人物を問いただすくんだり、*mercator* か *negotiator* か *arator* か *pecuarius* かと問い、キケロははっきりと *negotiator* を *mercator*, *arator*, *pecuarius* と区別している¹⁰⁵⁾。

次に、『カティリーナ弾劾』(X. 21)が挙げられる¹⁰⁶⁾。敵勢がどんな種類の人間から成り立っているかが説明される箇所である。第四のカテゴリーとして、雑多な人々として、ずっと以前から窮乏しており決して浮かばれること

104) 詳細は不明である。

105) ちなみに、ここでキケロは、組合の奴隷(*servus sociatatis*)が帳簿記載の際に、ウェッルキウスの名が挙げられた決まった箇所ですら間違いを犯していたことを指摘している。もっともこうした理解は必ずしも当然のことではなく、管見では、グラエウイウスは *negotiator* に対する註記で、*negotiator* と *mercator* を同視し、ローマ人であるか同盟市民であるかを問わず、自己の委託事務管理人を通じてその果実を売却するような農地を有する者である、とし、キリキアで大規模に手広く展開していたアウルス・トレボニウスをその例とする。Graevius, *Ciceronis Orationes*, tom. I, supra not. 44, Pars I, p. 702. «An negotiator]... Negotiatores autem, cum videantur iidem esse, qui mercatores, sunt, mea sententia quorum fructus per procuratores suos vendunt.»

106) Ciceron (Henri Bailly (tr.)), *Discours*, tom. X, Paris 1965, p. 38. エルネステイは、この箇所につき、グラエウイウスが«male gerundo negotio»の代わりに、«male gerundo negotia」と読むべきと考えているとするが、もちろん、複数対格のまま *gerendo* につなげるのは基本的文法を破ることになり、単数 *negotium* を合わせるのが好ましいであろう。

のない者であって、怠惰からや、事業の不首尾、浪費といった理由から長期にわたり借金漬けになっている者が挙げられている。彼らは、(再)出頭担保問答契約(金) (vadimonium) にも有責判決にも、裁判所による財産公売にもうんざりして敵の陣営へ群れをなして駆けつけた、という¹⁰⁷⁾。

ここでもまた、すでに何回か援用した『縁者・友人宛書簡集』96 (Fam. I.3) の文 (Trebonius ampla et expedita negotia in tua provincia habet) が挙げられ、negotia にかかる expedita が検討される。現代語訳では、例えば「トレボニウスは、あなたの属州で大規模で手広い negotium を行っている」¹⁰⁸⁾と解されている。しかし、形容詞として「荷から解放された、軽装備の、機敏な、準備のできた、容易に入手できる」など多義的な expeditus につき、エルネステイは、ここでも一貫して金銭に関する単語であるとし (In illo autem loco ipsum verbum expedita poterat docere, de re pecuniaria esse sermonema), 純粋な形容詞というよりも、expedire の完了分詞として理解する。

彼が最初に論拠として挙げるのは、羊と雄鹿と狼が登場する、ファエドルス (Phaedrus) 『イソップ風寓話集』 (Fabulae Aesopiae) (1.16) である。エルネステイが挙げるテキスト «Qui nomen locat, sponsere improbo, non rem expedire, sed mala videre expetit» につき、彼は、この意味内容 (sententia) を「貸付金につき、担保を供するのではなく、債権者を騙すこと」(non cautum cupit creditori de credita pecunia, sed creditorem decipere) である、とする。この箇所は、近代校訂版で見ると、「詐欺師は担保人として悪辣な輩 (不誠実な者たち) を連れてくる。債務など弁済するのではなく (事件を解決するのでは

107) Cicéron, *Discours*, tom. X, supra not. 106, p. 38. «iam pridem premuntur qui numquam emergunt qui partim inertia, partim male gerendo negotio, partim etiam sumptibus in vetere aere alieno vacillant; qui vadimoniis, iudiciis, proscriptione bonorum defetigati, permulti et ex urbe et ex agris se in illa castra conferre dicuntur.» キケロ『ウェッレース弾劾』にあつて Vadimonium を Delationsvadimonium と解するか、Citationsvadimonium と解するかが、キケロにとって arator をどのような存在であるべきかと考えられたかに関連することにつき、木庭「in Verrem (五)」(前註 17) 脚註(310) 116–117 頁を参照。

108) この文について前註 16 参照。

なく), 禍をもたらそうとするのである」¹⁰⁹⁾と読まれている。いずれにせよ, エルネスティは担保人 (sponsus) と結びつけ, rem expedire を一般的に「コトを円滑に処理する」(eine Sache zu erledigen)ではなく「債務を弁済する」と理解する。こうして, expedita negotia を「債務が弁済されている状態」とであると解釈し¹¹⁰⁾, キケロの当該箇所につき, 「手広く事業を行っている」ではなく「事業が順調である」との理解を説得的に説明する。

ところが, 続けて, エルネスティは, 同様に explicare が, 債務の弁済に用いられている例として, 『アッティクス宛書簡集』197 (XV.20) の, nisi explicatae solutione (弁済を済ませていないなら) や explicata necne (弁済したかどうか), 『アッティクス宛書簡集』644 (XIII.29) の explicare nomen (債務を弁済する) を挙げており, 検討される単語が expedire から explicare へと移っていることに説明はない。ブリソンの『市民法法律用語辞典』(De verborum significatione) では, explicare につき, interpreri や exponere といった第一の意味に続き, 様々な名詞に結びつき, expedire, conficere, peragere という第二の意味が挙げられていることが理解の助けになろうか¹¹¹⁾。エルネスティは, 学説彙纂では, この explicare の単語を用いて explicari pecuniam が用いられているとする。法文は挙げられていないが, これもブリソンに頼ると, 彼は, 4 番目の意味として, explicare pecuniam を「金銭に関わる事項を遂行・

109) Phèdre (Alice Brenot (tr.)), *Fables*, 2^{ed.}, Paris 1961, p. 12. « Fraudator homines cum advocat sponsum improbos, Non rem expedire, sed mala videre expetit. »

110) 管見では, この rem expedita をそのように理解する英訳として *Phaedri Aug. Liberti Fabularum Libri V. Iuxta Exemplar a Petro Burmanno editum*, 1727 あるいは *The Fables of Phaedrus with a English Translation, for the Use of Schools*, 2. ed., Edinburgh 1755 がある。これに対し別の仏訳 Jos.-Vict. Le Clerc (tr.), *Oeuvres complètes de M. T. Cicéron*, tom. XVII, Paris 1826, p. 36–37 は « des affaires importantes, mais faciles à régler » とする。

111) この動詞が negotium と結びつく用例として, s.v. explicare, Barnabas Brissonius, *De verborum quae ad ius pertinent significatione*, Lugduni 1559, Halae Magdeburgicae 1743. « explicant provinciales negotia sua per proconsulem, l. 10.D. de officio proconsul. (D. 1.16.10) explicare vetera negotia, l. 21.2.D. de negotio gest. (D. 3.5.21.1) » を挙げる。

解決する」(conficere, extricare negotium pecuniarium)と説明しつつ、D.42.1.31(カッリストラトゥス『審理論』2巻)を挙げる。法文は、債務を弁済しない理由を、「per contumaciam magis, quam quia non possint explicare pecuniam」と述べており、「金銭を用意する・調達する」段階とも「弁済する」段階とも理解できそうである。ディルクセン『ローマ法源のラテン語ハンドブック』は¹¹²⁾、端的に liberare (弁済・解放する)として、この法文を挙げており、エルネステイの趣旨にも合致している。

次に『縁者友人宛書簡集』234 (XIII.56)の一節が注意深く検討される。キケロは、この書簡で、属州アジアの総督であるテルムスに、その属州に利権なり利害関係 (quod ... negotii) を有する親友であるプテオリのクルウィウスを助けるようにと依頼し、そして彼の推薦に頼ってテルムスが総督の任期中に遂行 (conficere) しないと利益を失うであろう、としている¹¹³⁾。このように、属州で融資を行うローマ人は、「属州においては利息付で多額の金銭が貸し付けられ投資されるが、その者の信義 (fides) が機能しない者たちに、なのである」¹¹⁴⁾というエルネステイの説明の中に、属州での消費貸借金の回収が、とりわけ債務者の信義が期待できない場合、属州総督に左右されるという認識が見出される。つまり属州での negotium は、「弁済がなされず、(妨害されることもある) 厄介なものであった」(Quod erat non expeditum, sed impeditum negotium) とし、書簡集のこの巻では、この意味での negotium が散見されるというのである。ここでは expeditus が impeditus と巧みに対比されており、expeditus をエルネステイの意味にとると分かりやすい。そし

112) Dirksen, *Manuale latinitatis fontium iuris civilis Romanorum. Thesauri latinitatis epitome*, Berolini 1837, s.v. explicare. p. 351a.

113) Cicéron, *Correspondance*, tom. IV, supra not. 73, p. 116, Cicéron, *Correspondance*, 2021, supra not. 12, [234] p. 328. 「あなたが属州を統治している間に、私の推薦によって彼が遂行しないなら失ってしまい、もはや手立てもなくなるでしょう。« nisi te provinciam obtinente meis commendationibus confecerit, id se in perditis et desperatis habiturum.»

114) Ernesti, *De Negotiatoribus*, supra not. 33, p. 14. « Pecuniae magnae creditae et occupatae foenore in provincia, sed apud eos, quorum fides non laborat.»

て次に挙げられる『クルエンティウス弁護論』(LXIX.198)は、属州ではなく、イタリアの自治都市ラリスムで不安をもって裁判を見守る市民の業として、*praedia* と *negotia* と *res pecuariae* の三類型を挙げている¹¹⁵⁾。ここからも *negotium* が金銭に関わる業であるとする。

次に、これまで詳しく見てきた業である金銭消費貸借とは異なる事例が検討される¹¹⁶⁾。それは、ローマ市民のみならず属州民、同じく様々な都市全体のために、農耕経営者から穀物を購入し、ローマであれ、どこであれ望むところへ穀物を輸送することに関わるというものである¹¹⁷⁾。この種の業 (*negotium*) は誉れ高いもの (*honestus*) であるとされていた。

往事のローマ人にとっては農業への称賛は大きくその誉れも大きかったことを、大プリニウス『博物誌』18巻(3.11および4.15)から確認する¹¹⁸⁾。そして、生業の評価の変遷について、「商品を運び込む慣習は近年になってのことであり、大抵は生活の必要 (*necessitates*) からというよりもむしろ快楽 (*voluptates*) に資するものであったので、古い時代には、あまり誉れ高いもの (*honestus*) とは考えられなかったのであろう¹¹⁹⁾と推測する。つまりローマにおいて、自給自足体制の中で輸送品目は奢侈品・贅沢品が中心であった古い時代を想定する。こうした贅沢品をわざわざ移動する業を高く評価しなかったことが確認される。特殊な例であるものの、援用されるのは、形式的には購入した上で、『ウェツレース弾劾』第2回公判(第4演説)で、もっぱ

115) Cicéron, *Discours*, tom. VIII, supra not. 85, p. 175. «qui in agro Larinati praedia, qui negotia, qui res pecuarias habent.»

116) Ernesti, *De Negotiatoribus*, supra not. 33, p. 14. «Longi fuimus in prima negotiationis veteris ratione; Ad alteram [negotiationem] veniamus.»

117) Ernesti, *De Negotiatoribus*, supra not. 33, p. 15. «ut ab aratoribus, cum civibus Rom. Tum provincialibus, item integris civitatibus, frumentum emerent, et Romam, aut quorsum vellent, vehendum curarent.»

118) Pline l'Ancien (Avec la contribution de: André Le Boeuffle / Henri Le Bonniec (tr.)), *Histoire naturelle*. Livre XVIII, (De l'Agriculture), Paris 2003, p. 61–63.

119) Ernesti, *De Negotiatoribus*, supra not. 33, p. 15. «Mercium autem apportandarum consuetudo, quia recentior esset, et plerumque voluptatibus potius, quam necessitatibus vitae serviret, propterea sordida et minus honesta putabatur antiquis temporibus.»

ら「買った」ということを理由に、「我々は、あらゆる像や絵画を、あらゆる銀器や金製品を、あらゆる象牙製品や宝石を買い漁るために……命令権と斧を携えた商人を属州に (mercatorum in provinciam) 送り込んでしまった」¹²⁰⁾ことを糾弾するくだりである。これはウェッレースの異例な所業であり、先に見たように生活必需品の流通、あるいは貿易そのものを糾弾しているものではなかろう。それどころか穀物輸送に関わる業は誉れ高いもの (honestus) とされたのである¹²¹⁾。

次に挙げられるカエサルとヒルティウスの戦記から negotiator が大いに用いられたことが分かる。

まずカエサル『ガリア戦記』7巻 (I.3)「そして、カエサルの命令で穀物調達に監督にあっていたローマの立派な騎士ガイウス・フルシウス・キタも含め、negotiari 目的でそこに定住していたローマ市民たちを殺害し、彼らの財産も奪った」から¹²²⁾、ガリア属州定住のローマ騎士階級で negotiari に関わり、穀物調達に携わっていた者の存在が確認される。次に『ガリア戦記』7巻 (III.42) の「彼ら〔ハエドゥイ族〕はローマ市民の財産を奪い、虐殺し、強引に連れ去り奴隷にした。……negotiari のためにそこに定住していた者

120) Cicéron (Henri Bornecque (text) Gaston Rabaud (tr.)), *Discours*, tom. V, Paris 1964, p. 11–12. « Mercatorum in provinciam cum imperio ac securibus misimus, omnia qui signa, tabulas pictas, omne argentum, aurum, ebur, gemmas coemeret. »

121) ここで挙げられている『フラックス弁護』(XXXVII.91)は、(属州アジアの)トラッレースの人々に対する十分の一税の徴税請負(徴税権)が売られ、ファルキディウスが買ったと主張されているが、これが如何なる意味があるのが分かりにくい。貨物輸送の請負はむしろ、すぐ後に挙げられるペトロニウス『サテュリコン』で述べられる。Cicéron, *Discours*, tom. XII, supra not. 46, p. 132. « n. 1. At fructus isti Trallianorum Globulo praetore venierant. Falcidius emerat HS nongentis milibus. » エルネステイは« Fructus Trallianorum Praetore Globulo emerat »としている。Ernesti, *De Negotiatoribus*, supra not. 33, p. 15.

122) César, *Guerre des Gaules* (L. A. Constans (tr.)), tom. II, Paris 1964, p. 211. « civesque romanos, qui negotiandi causa ibi constiterant, in his G[aium] Fusium Citam, honestum equitem romanum, qui rei frumentariae iussu Caesaris praerant, interficiunt bonaque eorum diripiunt. »

たちに同じことを行うように強要する」¹²³⁾にも、同じく *negotiarum* を営み定住していたとの同様の表現を見出し、ここで強要されたのもローマ市民であったと想定できるかを疑問とする。エルネスティは、穀物商人であると考えたオランダのディオニス・フォス (Dionies Vos, Dionysius Vossius, 1612–1642) を挙げ¹²⁴⁾、ここで「これらの箇所から、彼らがどういう者であったか、何も推論できない」と慎重になる。

管見では、フォスは、『ガリア戦記』6巻 (III.17) の、ガリア人がメルクリウスを最も崇め、その像は最も多く、金儲けや商売に (*ad quaestus peruniae mercaturaeque*) 最も力を有しているとしている箇所、だから *negotiator* とも呼んでいたとし、1559年に発見された碑文 (MERCVRIO. NEGOTIATORI SACRUM NVMISIUS. ALBINVS EX. VOTO.) を挙げ、また『ガリア戦記』7巻 (I.3) の「商用のためにそこに定住していた (ローマ市民)」(*qui negotiandi causa ibi constiterant*) に対して、古い碑文 (NEGORIATORES FRUMENTAII) を挙げている¹²⁵⁾。しかしエルネスティはこの文献は手許になかったので参照できずまたその気もなかったとし、碑文史料に冷淡な態度を取る。もっともその意味は時代区分との関係で後に述べられる。

エルネスティは、『ガリア戦記』7巻 (III.38) における、大量の穀物や生活必需品を掠奪するためにゲルゴウシアの戦いで裏切ったリタウィックスに殺されたローマ市民は、確かに穀物の商人であったとする¹²⁶⁾。そして彼は、こ

123) César, *Guerre des Gaules*, tom. II, supra not. 122, p. 240–241. « Bona civium Romanorum diripiunt, caedes faciunt, in servitutem abstrahunt. ... idem facere cogunt eos, qui negotiandi causa ibi constiterant. »

124) 古典学者で神学者ヘリット・フォス (Gerrit Janszoon Vos, Gerardus Vossius, 1577–1649) の息子である。

125) 『ガリア戦記』7巻 (III.42) にこの問題に関連する Vos の脚註は掲載されていない。Caesar (Franciscus Quedendorpius cura) *De Belli Gallico et civili Pompeiano, ... commentarii, cum integris notis Dionysii Vosii, Joannis Davisii ey Samuelis Clarkii*, Lugd. Bat. / Rotterdami 1737, p. 306–307, p. 346. Jean Arenau も碑文史料を挙げた後にキケロの峻別に言及する。s.v. *Negotiator*, in: *Der Neue Pauly*, infra not. 170, p. 783–785 を参照。

126) César, *Guerre des Gaules*, supra not. 122, p. 238. « Ostendit cives Romanos, qui eius

のように穀物を蓄えていた商人の存在を、先に挙げたアウルス・ヒルティウス『アフリカ戦記』(36)で改めて確認する。カエサルのもとにやってくるイタリアの商人や農耕経営者らによって30万モディウスの小麦が集められていたデュスドラの町からの使節の存在である¹²⁷⁾。このように慎重な態度をとりつつも、共和政期そしてアウグストゥスの帝政の初期において *negotiatores* が属州において利息付で金銭を貸すことと、穀物を買集めローマを助けることで利益を得ていたことが確認される、とする。

次にエルネスティは、ペリゾニウスのレイデン大学での後継者であるブルマン (Petrus Burmannus Pieter Burman, 1668–1741) が *negotiator* を *mercator* と十分に区別しなければ、単語につき時代も区別しなかったとして非難する。実際にブルマンの解説を見ると、彼はネロ帝を楽しませるためのピカレスクであるペトロニウス『サテュリコン』(101)「タレントウムのリカスはまことに尊敬すべき人物で、この船の持主 (*navigii dominus*) だというばかりでなく、かなりの土地と貿易商店を有している。今彼は市場への貨物輸送を請け負っているところだ¹²⁸⁾」に対する脚註で、「ゴンザレスの先の解釈は全く正しい。なぜなら買った奴隷を *negotians* と呼ぶのは、ラテン語のあらゆる語用に反しているから。なぜならローマで本来 *negotiantes* と言われるのは、属州で利息付消費貸借を行い、属州から購入した商品とりわけ穀物をローマに運搬していた者である」とし、むしろ *negotiantes* の本来の意味を厳格に捉えている。これに対して、ブルマンが正当だとするゴンザレス・デ・

praesidi fiducia una erant. magnum numerum frumenti commeatusque diripit, ipsos crudeliter excruciatos interficit.»

127) Pseudo-César, *Guerre D'Afrique*, supra not. 48, p. 35. «Legati interim ex oppodo Tidrae, in quo tritici modium milla ccc comportata fuerant a negotiatoribus Italicis aratoribusque»

128) なるほどサテュリコンは時代的にはそれほど後代のものではないが、これを利用することはすぐ後に非難される。Pétrone (Alfred Ernout (tr.)), *Le Satiricon*, Paris 1962, p. 107. «Lichas Tarentinus, homo verecundissimus et non tantum huius navigii dominus, quod regit, sed fundorum etiam aliquot et familiae negotiantis, onus deferendum ad mercatum conducit.»

サラス (Gonsalvus de Salis, González de Salas, Jusepe Antonio 1588-1651) を見ると、『サテュリコン註解』(117) は、このようにローマ人にとって negotiator も、今日我々にとって Hombres de Negicios とされている者であったと一般的に理解しているのが分かる¹²⁹⁾。ゴンザレス・デ・サラスが依拠していたのは後代のイシドルス『語源論』(18巻15章3)で、今日の校訂版では「より多くを得る目的で何かを与えるとき、訴訟では negotium, 商業では negotiatio という言い方をする」である¹³⁰⁾。

そして、エルネスティは、「ほとんどすべての単語に、そしてこの単語にも生じるのであるが、特に不安定であることを常とする語用 (usus loquendi) は、少しずつ、それに新たな意味を持つ何かを加えることが生じる」として、先にも指摘したように、言語そして個々の単語の通時的な変遷の一般論を述べる。実際、negotium という単語は、negotiator と mercator に共通であったし、negotiari と mercaturam facere とは方法自体は互いに非常に類似しており、negotiator と mercator の語の表す範囲はほとんど互いに混同され、すべての mercator が negotiator とも呼ばれることになる。そして単語の意味の変遷ということから、エルネスティはローマの自由や国制と結びつける次の興味深い所見に移る。

彼は、「国家の変遷自体は、自由とともに、ローマの精神 (animus) の偉大さと寛大さ、そして誉れ (honestus) への愛を減ぼしてしまうものであり、変遷はこの事に何らかの力を与えることができた。これらの事は、『崇高は偉大な精神のこだま』だとしていたロンギノスの表現を借りると、おおよそ自由の『こだま (ἀπληγήματα)』¹³¹⁾なのである。なぜなら、かの誉れ (honestus) の

129) Don Josephus Antonius Gonsalvus de Salas, *Commenta in T. Petronii Arbitri Satiricon*, Trajecti ad Rhenum 1709, p. 191b. «Ita et Negotiatores Romanis erant, qui nobis hodie, *Hombres de Negicios* dicuntur.»

130) Isidoro de Servilla (Jose Oroz Reta Manuel A. Marcos Casquero (tr.)), *Etimologías, II (Libros XI XX)*, Madrid 1983, p. 402-403. «Negotium autem in causis, negotiatio in commerciis dicitur, ubi aliquid datur ut maiora lucrentur.»

131) [Longin] (Henri Lebègue (tr.)), *Du Syblime*, Paris 1952, p. 12, Dionysius Longi-

意義が廃れ、自然の寛大が弱められ傷つけられ、諂い・追従と浅ましい利益追求が持ち込まれるからである」と述べ、共和政の崩壊、自由の喪失が、言葉にも変化をもたらした¹³²⁾、とする。自由が失われ、共和政が崩壊し、帝政になると、「すべての者が金儲けへ向かい、negotiatorがmercatorよりもより真摯でより寛大であることはなく、この二つの種類の尊厳は同じことになり、二つの単語の意味が同じにされたと見られた。それ故に、すでにnegotiariumについてmercaturamfacereと言われていた」のである¹³³⁾。そしてこの変遷が、ラテン文学の黄金時代に続く白銀時代にすでに生じていた、とする。このように、さきほどの非難が、偽イシドルスはもちろんのこと、サテュリコンを援用することにも慎重さが求められるという趣旨であることが明らかにされる。

ちなみに先のブルマヌスによる『サテュリコン』(101) negotiantisの註記の末尾には、negotiariumする人、negotiatorが解放奴隷や卑しい身分の者たちであったとして、Janus Gruterus (Jan Gruter, Gruyère, 1560–1627) や Thomas Reinesius (Thomas Reines, 1587–1667) の『碑文集』の索引を参照が指示されているが¹³⁴⁾、これも時代を区別しない態度だとされるのであろうか。negotia-

nus, *De sublimi libellus, graece conscriptus, Latino, Italico, et Gallico Sermone redditus*, Veronae 1733, fol. 48–49.

132) Ernesti, *De Negotiatoribus*, supra not. 33, p. 16. «Nam illo honesti sensu sublato, et liberalitate naturae imminuta ac detracta, assentatio et vel sordidi lucri studium inducitur.» 帝政初期におけるmercatorとの混同をnegotiatorの名声・威信の喪失と結びつける立場は、今日でも主張される。P. Baldacci, *Negotiatores e mercatores frumentarii nel periodo imperiale*, in: *Rendiconti Istituto Lombardo di Scienze e Lettere*, 101, 1967, p. 273–276. しかし、これと国家体制の変遷、自由の喪失との関連につき、ここではエルネステイの詳しい説明は得られない。

133) Ernesti, *De Negotiatoribus*, supra not. 33, p. 16. «Itaque omnibus ad quaestum conversis, in quo iam, libertate erepta finis bonorum positus esse putabatur, nihil erat negotiator mercatore honestior ac liberalior. Aequata autem utriusque generis dignitate, utriusque etiam vocabuli vis aequata esse videbatur. Itaque promiscue iam negotiarium et mercaturam facere dicebatur.»

134) Janus Gruterus, *Inscriptiones antiquae totius orbis Romani*, 2 vols., Heidelberg, 1603. Thomas Reinesius, *Inscriptio Vetus Augustae Vindelicorum haud pridem eruta*, 1655.

tores olearia (オリブ商人), carbonarii (炭焼業者), lignarii (材木商), sagarii (外套商人) など多数の商人についての、白銀時代に作成された碑文は、共和政末期キケロの時代の用例の確認には役立たず、碑文集成の用語リストは様々な例を提供するが、エルネステイは、「しかし、我々は、auctoritates を積み重ねるこの空虚な誇示、見栄をはることは決してない」とし、こうした博識の誇示をよしとせず、ここでも碑文集成の用語リストは手許になかったので、参照できずその気もなかったとさえ述べて、あくまで文献史料にとどまる。

あなたの諸巻 (ローマ法大全) でも、しばしば、mercator と全く違わない negotiator の言及がなされている。しかし時代を共和政・帝政のごく初期に限定する考察からすれば、もちろん参照すべきでない。このように学説彙纂からローマの一般的な理解を引き出すことに警告が与えられる。彼は、これ以上例を挙げるのは、「アテナイに鼻を (届ける) γλαῦκ' εἰς Αθήνας.」ことになるとして話を打ち切る。つまり、negotiator と mercator のかの古い区別は後になると廃止された。とはいっても、後代でも、この区別を律儀に維持して古い意味で現れるものがある。これをエルネステイは、とりわけ、古くからの原則 ratio のようなものとあたかも国の規律・紀律が維持されていた事項 (eiusmodi res in qua vetus quaedam ratio ac reipublicae tamquam disciplina obtinebat) についてである、と先の共和政や自由の体制からの国の変遷に結びつけたのと同じ発想が見られる。目下のこの論究の出発点であるモデスティヌス法文には、その原則 ratio があるとされる。

「歴史学者の中のプリンス (historicorum princeps), ポリュビオスがまさに判断しているように¹³⁵⁾、マケドニア王ペルセウス王との戦争後、ローマの国

135) ポリュビオス『歴史』の参照箇所は挙げられていないが、「ローマの絶頂」という表現は、国家が興隆し絶頂を迎え衰退に向かう必然的とも言うべき法則から、カルタゴとローマの発展の時期的なズレ、大衆の決定と元老院の決定の違いを指摘する 6 巻 51 には ἀχμή を用いた対比がなされている。ローマの退廃については、31 巻 25, 33 巻 11 に印象的に語られ、わずか 53 年間で成し遂げられたローマの征服の偉業をマケドニア王権の消滅をもって終了するという有名な認識は、3 巻 1.8/9 で書かれている。ポリュビオス (城江良和訳)『歴史 1』京都大学学術出版会 (2004) 236-237 頁, 同『歴史 2』(2007) 357-358 頁, 同『歴史 4』(2013) 159-261 頁, 302-303 頁。cf.

家体制 (res) が絶頂 (ἀκμή) に達したので、ローマ人だと名乗りさえすれば (nomen) すべての民族の中に大きな恐怖が呼び起こされ、ローマの政務官だけでなく、使節として財務官や代官として政務官の随員がおり、誰であれローマの市民なら神聖不可侵とみなされ、その者によってあらゆる種類の不正を、誰もがとりわけ属州民は耐えていた」として数々の証拠を挙げる。属州キリキアでのグナエウス・ドラベッラの狼藉と属州民の「総督ドラベッラに嫌疑をかけることになるのを恐れ、それを口に出そうとはしなかった」¹³⁶⁾とする『ウェッレス弾劾』第2回公判(第1演説)(XVII.44-46)、スカウルスが財務官としてエペソスにあったとき、属州での侮辱的な違法行為には断固とした対応をすべきとして、実際、使節 (legatus) の称号は、あらゆる企みから無傷であるべきものでなければならぬとする『ウェッレス弾劾』第2回公判(第1演説)(XXXIII.85)¹³⁷⁾、グナエウス・ドラベッラの下で財務官として現物貢納を不当な計算により苛酷な金銭徴収に変え属州リュキアを激しい暴風雨と疫病が襲ったかのように荒廃させたことを告発する『ウェッレス弾劾』第2回公判(第1演説)(XXXVIII.95)¹³⁸⁾、財務官のときの杜撰な勘定元帳 (ratio) や代官のときの不正非難の弾圧、属州総督 (praetura) としての計算書の未提出を糾弾する『ウェッレス弾劾』第2回公判(第1演説)

Polybius (W.R. Paton (tr.)), *The Histories*, vol. II, Cambridge 2010, p.4-5, idem, *The Histories*, vol. III, 2011, p.424-427, idem, *The Histories*, vol. VI, 2012, p.232-237, p.304-307, Arthur M. Eckstein, *Moral vision in the Histories of Polybius*, 1995, F.W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius*, vol. I, Oxford 1957, p.736, vol. III, Oxford 1979.

136) Cicéro (H. de la Ville de Mirmont (tr.)), *Discours*, tom. II, Paris 1960, p.143-145.

« Verbum tamen facere non audebant, ne forte ea res ad Dolabellum ipsum pertineret. »

137) Cicéron, *Discours*, tom. II, supra not. 136, p.166. « nomen legati eius modi esse debet quod ... tela incolume versetur. »

138) Cicéron, *Discours*, tom. II, supra not. 136, p.171-172. « tamquam aliquam calamitosam tempestatem pestemque pervasisse » 農地の賃貸借契約において、抵抗することのできないすべての力、あらゆる不可抗力 (omnis vis cui resisti non potest) を論じる D.19.2.15.2 に対する注記でビュデは『ウェッレス弾劾』のこの箇所を援用していた。

(XXXIX.98) がそうである。これらはローマから派遣された政務官と属州の関係がいかなるものであったかを明らかにする。

こうした状況で、元老院議員は、誰かの negotium のために、イタリアの外に赴こうと考えると、期限の制約を受けないという意味での自由な使節団 (libera legatio) を元老院に対して請求し、ローマの使節団の資格をもって、安全であるだけでなく、同盟市民や属州民をあらゆる手段で荒廃させることができる。その赴いた属州には、すでに negotium や他の目的でローマの騎士階級や市民がおり、彼らは属州政務官に、騎士隊長の資格 (praefecturae nomen) を請求し、騎士隊長の名のもと、属州民からさらに掠奪することができた。スカプティウスはまさにこの類いの最も残虐な negotiator であった。こうして、属州の政務官職や隊長は negotiari を行わないようにとする議決へと議員を動かすことになったというのである。事実、ウェッレスによるシキリアの財宝の買漁りが、売買はあくまで名目で実際には掠奪であり、仮に買ったのだという彼の主張に譲歩して売買であることを認めるにせよ (tibi ego concedam ut emeris)、総督の地位にあり命令権を有している者による売買を元老院は認めないとする、キケロの弁論が引かれている (『ウェッレス弾劾』第2回公判 (第4演説) [IV.8, V.9])。さらに、同じ演説で、ウェッレス弾劾の時代に見られるこの種の職権濫用がまだ全く考えられもしなかった時代にさえ、属州に赴任する者の売買につき、例えば属州での奴隷購入もあくまで奴隷が死亡した場合の補充に限られるといった、すでに周到な制限を課していた先人の知恵が語られる箇所 (V.9) が援用されている。ここでキケロは、こうした制約が売主の自由意思に基づく売買ではなく、売買名目の強奪が生じてしまうことを承知していたからであるとしているのである。続いてキケロが執政官職にあったときに、国事以外の目的での属州への元老院議員の使節派遣の全面廃止を提案したが、一人の護民官 [おそらくカエサル] の拒否権で実現せず、期間に制約がなかったのに最長一年の制限を課したことを述べる『法律について』3巻 (VIII.18) を挙げる¹³⁹⁾。さらに、先の有名な事

139) Cicéron (Georges de Plinval (tr.)), *Traité des lois*, Paris 1959, p.90. «not.2. Allu-

件で、属州の政務官としてのキケロが、キリキアでも、シキリアでも、negotiator に代官職 (praefectura) を認めなかったことを指摘する。

こうした賢者たちの権威 (auctoritates) が元首を動かし、出発点のモデスティヌス法文 D. 12.1.33 が伝えるように (元首の数々の勅法で定められている。Principalibus constitutionibus cavetur), 総督 (praeses, praesides) やその部下・随員が, negotiari し, 消費貸借金を与え, 又は foenus を取り立てることのないよう定められたのである。権力を残虐に行使できないように, この類いの他人の貪欲に轡をはめることを定めたのである。

では最初の疑問, pecuniam dare (消費貸借金を与える) と faenus exercere (利息を取り立てる) は異なるのかどうか。「又は」なのか「つまり」なのか。法文の箇所では二つの表現には違いはないというのがエルネスティの結論である。なるほど, 対応するギリシャ語 ἀνερίζειν と [τόκοςの徴収を意味する] τοκίζειν とは本来は異なっていた。つまり, 前者は, 利息なしに消費貸借金を与えることであり, 後者は利息付で与えることであった。しかし無利息の貸付けがなされなくなってからというもの, ギリシャ人において両者の表現に区別がなくなった。ラテン人においても同じである。もし δάνειον ἀτοκον が無利息の貸付けなら総督や随員にこれを禁じる理由はなかった, というのである。この二つが全く違わないなら, 第三の negotiari も同じ意味である。そして第二に, 彼は学説彙纂の D. 12.1.34pr. (パウルス『断案録』2巻) を参照する。法文は, 「属州総督の下級官吏は任期が長期にわたるので (perpetui), 消費貸借金を与え利息付行為を行うことができる」¹⁴⁰⁾ と言うのであるが, これも同じ行為であるとするのである。ちなみに, 標準註釈は, 下級官吏はその属州の出身で長期にわたって暮らしている者と考えている (Perpetui. id est quia paepetuo durabat eorum officium, vel quia ibi perpetuo habitabant, cum essent inde orti)。第三に, negotiari が, 貸金に基づく利益の取得以外のことに理解され

sion ironique, visant peut-être César qui s'obstinait à garder son proconsulat des Gaules.»

140) D. 12.1.34pr. «Praesidis provinciae officiales, quia perpetui sunt, mutuum pecuniam dare et faenebrem exercere possunt.»

えないように、学説彙纂の章 (D. 12.1. De rebus creditis si certum petetur et de conditione.) は、すべて貸金 (res creditae) に関するものである。

最後に彼は *érudition* についての自身の考えを披露する。その際にローマ共和政の二つの派閥の表現 *populares* (民衆派) と *optimates* (門閥派) を利用して、博学を披露する者を二つのグループに分ける。エルネステイが *populares* (民衆派) と呼ぶことにしているのは、非専門家に自分を売り込み、様々な学問 (*ars*) で名声や栄誉を得ようとし、凡庸な教説の中に最高の博識の考え (*opinio*) を追い求め、そして生半可な博士たちの考えに順応することで、その考えを手に入れた者たちである¹⁴¹⁾。これに対して、*optimates* (門閥派) とは、後の世代に伝えるために、確かな賞賛を手に入れ、博識へ至る王道 (*via regia*) を進み、史料自体から透明な学識を取り出し、最終的にその学識こそ求められる真の博識であると考えた者たちである¹⁴²⁾。むしろ (似非博識をひけらかす) 民衆派が好まれていた時代があるものの、こうした時代は長続きするものではなく、後代が公正に判断するものであるとし、エルネステイは、素人に自らを自慢し、人文主義法学の説を自ら掻き立てていたような人物としてエティエンヌ・フォルカデル (*Étienne Forcadel*, 1519–1578) を挙げ、フォルカデルの自尊心はすぐに消え、キュジャースが決して死滅しない誇りを残したと説明する¹⁴³⁾。もちろん彼が推奨するのは門閥派に属する勉学である。法学

141) Ernesti, *De Negotiatoribus*, supra not. 33, p. 19. «se venditaret imperitis, quod variis artibus famam et gloriam quaereret, quod in mediocri doctrina, tamen summae eruditionis opinionem consecraretur, et, sensui semidoctorum se accommodando, obtineret.»

142) Ernesti, *De Negotiatoribus*, supra not. 33, p. 19. «solidam laudem et ad posteritatem omnem propagandam quaerentes, viam regiam ad eruditionem insisterent, et ex ipsis fontibus limpidam doctrinam haurirent, eamque demum veram eruditionem putarent, quae ex his peteretur.»

143) s.v. Étienne Forcadel (G. Cazals) in: Patrick Abrabeyre et al. (dir.), *Dictionnaire historique des juristes français XII^e–XX^e*, Paris 2008, 337b–338b. 近年二つの校訂版が出版されている。Étienne Forcadel (Anne Teissier-Ensminger (ed.)), *L'amour juriste: cupido iuris peritus*, 2018, idem (Anne Teissier-Ensminger (ed. et tr.)), *La sphère du droit: sphaera legalis*, 2011. 真の博識の強調の背景を理解するのに、Borchert, Tam

者で古典文献学者、先に挙げたブルマンが、ドイツのゲスナー (Johannes Matthias Gesnerus, Johann Matthias Gesner, 1691–1761) をいかに高く評価していたか、その評価の理由を引用する。それは彼が正しい勉強の仕方を維持した、つまり古典を読んだからであるというのである¹⁴⁴⁾。そしてゲスナー自身は『ラテン語新宝典』の negotiator, negotium の項目でエルネスティのこの小論を参照し、称賛している (III, col. 419–421)¹⁴⁵⁾。

4. おわりに

このように、エルネスティは、シゴニオやオトマンが示した方向をとりつつ、非法学文献とりわけキケロを包括的に研究し、共和政末期や帝政のごく初期の史料に現れる negotiator は、属州に本拠を定め金銭消費貸借と穀物輸送を業とする、mercator よりも寛大で基本的には誉れ高いとの評価を得ていたローマ市民のみを意味し、一般的な生業さらには一般的に商業に携わる者に用いられていないことを説明し、mercator との対比を明らかにする。彼が援用する古典文献や後代の研究文献にあたると、publicanus などの徴税請

paedagogicae quam potest, supra not. 39 が参考になる。

144) Ernesti, *De Negotiatoribus*, supra not. 33 p. 19. «Is vere rectam studiorum rationem tenuit. Legit enim veteres.» 新人文主義的教育における二人の関係に関する Karl Pöhnert, *Joh. Matth. Gesner und sein Verhältnis zum Philanthropinismus und Neuhumanismus. Ein Beitrag zur Geschichte der Pädagogik im XVIII. Jahrhundert*, Diss. Leipzig, 1898, S. 90–は、ゲスナーの現代語、とりわけフランス語教育に対する考えを報告する。

145) Johannes Matthias Gesnerus, *Novus Linguae Latinae Thesarus*, tom. 3, Lipsiae 1743. また、Cellarius や Graevius らによって改訂が重ねられてきた Basilius Faber (ca. 1520–ca. 1576), *Thesaurus eruditionis scholasticae* (1571) の著者自身による 1735 年改訂版の negotiator の項目では、以前の 1696 年改訂版にはなかった、«Ita Negotiatores cives erant, Romani, qui in provinciis sedem fortunarum suarum constituerant, sic, ut raro in urbem in nec fere nisi censendi causa redirent, quales erant aratores, pecuarii, argentarii, et c.» という、属州に財産の本拠を定めている旨の説明が加えられている。

負人, arator や rusticus の概念も明らかになるのみならず, 属州に依存するローマの社会経済の状況をつかむきっかけが与えられる。後代には negotiator の厳密な意味が崩れ mercator との区別がルーズになる¹⁴⁶⁾。属州とローマ, イタリアの区別が用語の面でもなくなることは, 共和政の瓦解を反映している。他方で, 学説彙纂に収録されたモデスティヌスが報告する勅法の場合

146) 近代の研究として, まずは, 東部における negotiatores の政治的影響を検証し, negotiator のリストが作成されている Hatzfeld, *Les trafiquants*, supra not. 10 を挙げることができる。とりわけ p. 191–256 キケロについてリストを作成している近年の Claire Feuvrier-Prévotat, *Negotiator et mercator dans le discours cicéronien. essai de définition*, in: *Dialogues d'histoire ancienne*, vol. 7, 1981, pp. 367–405 は, Verres に現れる negotiator が recuperatores の選出母体であることから, ローマ市民であるとする共通する例と並んで les qualifications péjorants の例が挙げられる (p. 384) が, もはやエルネステイの参照は見られず, より限定的で明確な概念との比較は別の課題である。さらに, エルネステイにも言及してその後の研究成果を説明する Nicolat, *L'ordre*, tom. 1, p. 358–378 および P. Kneissl, *Mercator – negotiator. Römische Geschäftsleute und die Terminologie ihrer Berufe*, in: *Münstersche Beiträge zur antiken Handelsgeschichte* 2.1, 1983, p. 73–90, Alfons Bürge, *Fiktion und Wirklichkeit: Soziale und rechtliche Strukturen des römischen Bankwesens*. in: ZRG. Rom. Abt. 104 (1987) S. 487–500 も参照のこと。加えて, Koenraad Verboven, *Ce que negotiari et ses dérivés veulent dire*, Jean Andreau et al. (dir.), *Vocabulaire et expression de l'économie dans le monde antique*, Études 19, Pessac 2007, p. 89–118 は, 短い論文であるが, 大いに参考になる。論文は, PHI (Packhard Humanities Institute) の CDROM を利用した, 文献及び碑文の網羅的な統計・数量研究であり, negotiator, negotiari に言及する共和政期の文献の 90% はキケロのもの (163 中 146) で常に属州関連であり, アウグストゥス又は三頭政治時代に地理的な制約がなくなことを確認する一方で, エルネステイのテーゼを批判的に遡る (脚註 15. «La théorie de Ernesti que les negotiatores jusqu'à l'époque augustéenne étaient des foenatores ou des marchands de blé refutée par Hatzfeld il y a longtemps (Hatzfeld, 1919, p. 194–195) ... mais continue de surgir (p. e. Bürge, [Fiktion und Wirklichkeit] 1987, 494).»). 彼は, 豊かな情報に立脚するのみならず, 例えば, キケロから negotiator がとりわけ金銭に関わる業を行う者であったと証明されても mercator を排除するとの結論を引き出す根拠はない, 碑文の negotiator に金融を示唆する形容詞が付されないからといって金融におさまらないことを意味するわけではないといった, 慎重な論理を展開する。もっとも例えば最後の点について, 逆に付する必要がなかったとも解釈できる。同様に, 最初の証拠である, 紀元前 1 世紀ギリシャ語圏デロス都市の碑文における negotiator がローマ市民でないことを指摘するが, これはこのラテン語の用語が確立せず, 試みに訳語を添えたと言えなくもない。

合, negotiari, mutuum pecuniam dare, faenus exercere の三つの表現を同じ意味を持つものとして並列させて, negotiari の厳格な用例を維持しており, この三つの表現が内容的に同じことを示していることを指摘する。単語 negotiator の意味の弛緩を自由が失われる国制の変遷の反映と捉えることは独特であるやもしれないが, 一義的には歴史叙述を目指さず, 古典文献の誤りのない認識を求め érudition を披露し, philologie に徹して信頼できる辞書なり事典の項目作成に役立つ作業のように思われるものが, 時に「誉れ高いこと」や社会的な機能, 社会的経済的背景をも視野に入れた, 文献に対する独特な解釈や大胆な歴史叙述へと繋がる側面を有していたと言えよう。

「はじめに」で予告したように, 最後に, エルネスティの結論によりながら, 本来的には限定的な射程を持っていた単語 negotiator を例にして, 専門文献に頼ることなく, Wegweiser として頼るのがよかった, 又は今なお頼る価値のある辞典なり事典につき, 概観しておきたい。

初心者又は非法律家に最初に推奨されるローマ法の法律用語辞典である Adolf Berger, *Encyclopedic Dictionary of Roman Law* にせよ¹⁴⁷⁾, 我が国のロマニストがおそらく最初に手に取る Heumann-Seckel, *Handlexikon*¹⁴⁸⁾, そし

147) Adolf Berger, *Encyclopedic Dictionary of Roman Law* (Transactions of the American Philosophical Society; new ser., v. 43, pt. 2), Philadelphia 1953. ここでは negotiator と negotiatores の二項目がたてられ, 単数形として, 奴隷を除くと, «A tradesman, a dealer who buys and sells merchandise, on a rather large scale» とし, 複数形として, 帝政期に限定して, 首都・母市への食糧供給を担い, munera の免除特権を得, また職業団体 collega を組織する許可を得ていた者 «who provided food for the capital, enjoyed special personal privileges (exemption from munera)» であるとする。もっとも, Barry Nicholas も指摘していたように, テーマ別にまとめられた末尾の文献目録の一つ XIV. Roman Law in Non-Juristic Sources は今なお価値が高い。

148) s.v. negotiator, H. Heumann/E. Seckel, *Handlexikon zu den Quellen des römischen Rechts*, Jena 1907, Graz 1971 (11. Aufl.) は, Labeo の説に言及し negotiatores を除外した奴隷の遺贈の解釈を是認する D. 32.65pr. (マルキアヌス『法学提要』7巻) を援用し negotiator を Geschäftsbesorger であるとし, 解放奴隷が保護者を illicitae mercis negotiator とする D. 34.9.1 (マルキアヌス『法学提要』6巻), Negotiatori marmorum に言及する D. 20.4.21.1 (スカエウォラ『法学大全』27巻), 解放奴隷としての negotiatoris vestiarii に言及する D. 38.1.45 (スカエウォラ『解答録』2巻), frumen-

て整理の行き届いた Dirksen, *Manuale latinitatis*¹⁴⁹⁾は、ともにテオドシウス法典、ガイウスなどを含むが、あくまでローマ法大全を中心とした法源辞典であり、時代や適用範囲の説明は稀である。ケケロの、そして人文主義的な後代の作品の理解にとって不十分であるのは致し方ない¹⁵⁰⁾。おそらく普通法学時代に最も頼られ 19 世紀初頭まで増補版が出版され続けた法律用語辞典であるブリソン Barnabé Brisson (1531–1591) の編になる『法律用語辞典』(*De verborum significatione*)を見ると、生前出版の初版 (1559 年) や 1587 年版には negotiator の項目はない¹⁵¹⁾。死後の 1596 年版には、「negotiator marmorum, negotiatores frumentarii, negotiator servum」と各商人の法源箇所を示す項目が現れ、非法学文献としては、属州からの穀物輸送を担う negotiatores につき船舶を財産税の対象としないネロ帝の告示を伝えるタキトゥス『年代記』13 卷 51 章、豚を扱う商人にちなんで «propter similitudinem suarii cuiusdam

tariis negotiatoribus に言及する D.50.5.9.1 (パウルス『解答録』1 卷), Negotiatores, qui annonam urbis adiuvant に言及する D.50.6.6.3 (カッリストラトゥス『審理論』1 卷)を援用して, Händler, Kaufmann とするにすぎない。また negotiari に Handel treiben として D.34.2.32.4 (パウルス『ウィッテリウス註解』2 卷), D.18.1.52 (パウルス『告示註解』54 卷), D.14.4.1.pr. (ウルピアヌス『告示註解』29 卷), D.19.1.21.3 (パウルス『告示註解』33 卷)を einkaufen, um Handel zu treiben として D.50.2.12 を挙げる。D.12.1.33 は挙げられておらず、いずれにせよ Berger のような説明は付されていない。

149) Dirksen, *Manuale*, supra not. 112. 確かに coniuncta verba として, D.12.1.33 の法文を引用しているが, negotiari の意味として一般的な mercaturae operam dare を挙げ, negotiator にしても, qui negotiationem exercet と説明し, mercator を類義語とする。そして mercator を指摘した後, 学説彙纂からは葡萄酒の取引業者 (negotiatores vina compararent) を例とする D.18.1.71 (パピリウス『勅法録』1 卷)を加えている。特徴としては, 徴税に関する CTh.13.1.1 (356 年), 徴税のための商人組合の代表選任についての CTh.12.6.29 (403 年), 商人に登録されている聖職者の免税特権を認めない CTh.16.2.15.1 (360 年?), 異端に対する罰金に対する身分による区別の中に商人を挙げる CTh.16.5.52pr. (412 年) など, テオドシウス法典の法文を指摘する。

150) 訳語や説明のない B. Kübler et al. (ed.), *Vocabularius Iurisprudentiae Romanae*, tom. IV/1. Berlin 1985, col.87 はここでは検討の対象外である。

151) Barnabas Brissonius, *De verborum quae ad ius pertinent significatione*, Lugduni 1559, Francofurti 1587.

negotiatoris」の綽名を述べる大プリニウス『博物誌』21巻3章 ([sic] 21巻7章) が援用されるが¹⁵²⁾, 1743年版では、区別するキケロを指摘しつつも、一般的には mercator だとする (id est, mercator), 法源辞典であることを意識したハイネッキウスの付加が見られる¹⁵³⁾。いずれにせよこうした箇所は Heumann/Seckel などに受け継がれない。これに対し、自身の手になる項目もあるが過去の様々な優れた辞典項目から抜粋した Johannes Calvinus (Johann Kahl, 1550-1614), *Lexicon juridicum* の negotiator の項目の説明は、末尾にオトマンの名を示し、すでに見たオトマンの『法律用語註解』の項目が、若干の誤植があるものの、そのまま掲載されている¹⁵⁴⁾。

一般的な辞書・辞典について、本稿の冒頭で述べたように、OLD や Gaffiot, Georges が不十分であることは明らかである。これに対して、本稿でもたびたび参照した il dizionario fondamentale latino とされる Egidio Forcellini (1688-1768) が編纂した *Totius Latinitatis lexicon* の死後出版である初版 (Patavi 1771)¹⁵⁵⁾ の項目 negotiator (fol.162a.) を見ると、その冒頭で、訳語として negoziatore, mercatante, ἔμπορος, [ἔμποραῖος]¹⁵⁶⁾ が挙げられ、mercator は同義語扱いであるが、第四の用例として、キケロが mercator と区別

152) Barnabas Brissonius, *De verborum quae ad ius pertinent significatione*, Parisiis 1596.

153) Barnabas Brissonius, *De verborum quae ad ius pertinent significatione*, Halae Magdeburgicae, 1743, s.v. Negotiator. «quamvis eos separare videatur Cicero pro Cn. Plancio Cap. XVI. At sicuti et hodie difficile est, genuinam horum vocabulorum differentiam ostendere, ita et auctores nostri ea fere promiscue usurparunt»

cf. Henry John Roby, *Roman Private Law in the Times of Cicero and of the Antonines*, 2 vol, Cambridge 1902, idem, *An Introduction to the Study of Justinian's Digest*, Cambridge 1884, p. 250. 彼は、以後の Dirkens と Heumann が Brisson に取って代わるものではないことに注意を促すが、Brisson の (Heineccius 版には言及するものの) 版による違いや Calvinus の有用性には言及していない。Napolitani, *Lexicon*, supra not. 19, p. 89, s.v. negotiator は、この冒頭部分を繰り返すのみで意味がない。

154) Johannes Calvinus, *Lexicon juridicum juris caesarei simul, et canonici: feudalis item, civilis, criminalis, theortici, ac practice*, Coloniae Allobrogum 1622, 1734.

155) Forcellini, *Lexicon*, supra not. 15.

156) 後者のギリシャ語は後の版では見られないようである。

していることが述べられる¹⁵⁷⁾。そして Giuseppe Furlanetto (1775–1848) が関与した 1830 年版には、項目の末尾にエルネスティの簡略版 (Ernesti, Clavis Ciceron. in Negotiator.) の指示が加えられている¹⁵⁸⁾。

詳細な羅独辞典であり、Joseph Esmond Riddle (1804–1859) による使いや
すい英訳も出版された Immanuel Johann Gerhard Scheller (1735–1803) の編

157) Forcellini, *Lexicon*, tom. III, supra not. 15. «Distinguit Cicero negotiatorem a mercatore.» 証左としては、エルネスティも援用していた『ウエッレス弾劾』第 2 回公判 (第 2 演説) (LXXVII. 188), 『ブランキウス弁護論』(XXVI. 64) に、彼が援用していない『ウァティニウス弾劾』(XXVI. 64) を加えている。これは、キケロが執政官の時にプラトりに派遣された財務官を糾弾するくだりで、財務官が, negotia を営む者を不当きわまりない裁判で陥れ、海から陸にあがろうとする mercatores を阻止するといった悪行を述べている部分であるが、対比として相応しいかは疑問である。「Postulo mihi respondeat, qui sit iste Verrutius: mercator, an negotiator, an arator, an pecuarius. Id pro Planc. c. 26. a med. Neogotiatoribus comis, mercatoribus iustus, mancipibus liberalis, sociis abstinens.» エルネスティは援用されていない。これに対して『ウァティニウス弾劾』(V. 12) は negotium, mercator, conventus の意味を明らかにするのに有意義であることが分かる。「あなたは、その財務官職にある時 [= 前 63 年], ひどく騒然とした中、籤で沿岸地方があてがわれたので、執政官である私によって、そこから金や銀が輸出されるのを防ぐようにプラトりに派遣されたのではないか。ところが、この [海岸や貿易管理の] 仕事にあたって、あなたは監視人として商品を押収するのではなく、関税吏として商品の分け前にあずかると考えて、そしてすべての者の家、倉庫、船を、まるでひどい盗人のごとくくまなく探して、そして negotium を営む者を実に不当な裁判で陥れ、船から降りて陸に上がる [属州ではなくローマに本拠のある] mercatores の邪魔をしたわけで、プラトりの conventus であなたは暴力を受け、執政官の私のところには、プラトりの人々の苦情が持ち込まれたことを覚えていないのでしょうか。」«In Vatin [ium]. c. 5. (V. 12) in eo magistratu cum tibi magno clamore aquaria provincia sorte obtigisset, missusne sis a me consule Puteolos, ut inde aurum exportari argentumque prohiberes? in eo negotio cum te non custodem ad continendas, sed portitorem ad partiendas merces missum putares cumque omnium domos, apothecas, navis furacissime scrutarere, hominesque negoti gerentis iudiciis iniquissimis inretires, mercatores e navi egredientis terreres, conscendentis morarere, teneasne memoria tibi in conventu Puteolis manus esse adlatas, ad me consulem querelas Puteolanorum esse delatas?»

158) Aegidius Forcellini, *Totius Latinitatis Lexicon ... in hac tertia editione auctum et emendatum* Josepho Furlanetto, tom. III, Patavii 1830.

になる *Ausführliches und möglichst vollständiges lateinisch-deutsches Lexicon* (1804) の¹⁵⁹⁾, negotiator の項目は、一般的な説明の後、キケロの時代¹⁶⁰⁾と帝政期¹⁶¹⁾を明確に分けて扱っている。

159) Johannes Isépy, *Geschichte der deutsch-lateinischen Wörterbücher von 1750 bis 1850*, Berlin 2022, Immanuel Johann Gerhard Scheller, *Ausführliches und möglichst vollständiges lateinisch-deutsches Lexicon oder Wörterbuch zum Behufe der Erklärung der Alten und Übung in der lateinischen Sprache*. 3: L-O, Leipzig 1804, Sp. 6697–6698, Joseph Esmond Riddle (tr.), *Lexicon Totius Latinitatis: A Dictionary of the Latin Language*, Oxford 1835.

160) キケロの時代について「Not. Zu Ciceros Zeiten scheint man nur diejenigen so genannt zu haben, die einen großen und ehrbaren Handel trieben (who were engaged in an extensive and respectable way of trade or traffic), dergleichen die Ritter thäten, nämlich 1) mit Geldverleihen und Geldwecheln, 2) mit großen Entrepriesen, z.B. Aufkaufung des Getreides et c. daher man es im erstern Falle Geldwechsler, Geldhändler, Banquier, im letztern Entrepreneurs, oder überhaupt Negotiatoren, Großhändler, Handelsherren übersetzen könnte...」と説明する。Negotiator と mercator の区別はやはり『ウェッレス弾劾』第2回公判(第2演説)(LXXVII.188),『プランキウス弁護論』(XXVI.64),『弟クイントゥス宛書簡集』1巻(1)で確認される。ちなみにローマ法の帳簿研究で知られる Ralf Michael Thilo, *Codex accepti et expensi im Römischen Recht*, 1980 Göttingen, S.240, Fn.517 も、紀元前1世紀末, negotiator は依然として mercator と区別されているとして、『ウェッレス弾劾』のこの箇所を指摘するが、自己の金銭を様々な事業に投資し, Aussenhandel を行い, 投機を行う商人として, Heichelheim, *Ancient Economic History* III, 71f. を挙げ, «Hierauf wird sich Labeo bezogen haben. Die Verbindung mit der ratio argentarii wird erst von Ulpian hergestellt» とする。

161) 帝政期については, 学説彙纂やクインティリアヌスを挙げ, より一般的に用いられ, キケロの時代にもありえないわけではないが, 彼の場合あくまで騎士階級を考えていた, としてエルネスティの結論からは離れるとする。「Aber zu Zeiten der Kaiser dieß jeder Handelsmann so, z.B. vestiarius, Scaev. in Pandect. XXXVIII, 1, 45 frumentarius, Paul. in Pandect. L, 5, 9 mercis sordidae negotiator, Quintil. I, 12, 17 mancipiorum, Quintil. V, 12, 17 cerdo negotiator, ... Unterdessen ist nicht unwahrscheinlich, daß diese Bedeutung bereits auch zu Ciceros Zeiten gewöhnlich gewesen. Cicero hat freilich, wenn er von negotiatoribus redet, insgemein Ritter in Gedanken. Aber deswegen können geringere Händler schon damals negotiatores genannt worden seyn: denn negotiator ist doch eigentlich jeder Händler, es sey im Großen oder Kleinen, mit Geld, Getreide et c.」(下線は筆者)

事典に観察を広げると、ドイツ系オランダ人 Samuel Pitiscus (1637–1727) の手になる *Lexicon Antiquitatum Romanorum* では¹⁶²⁾, mercatores の項目で negotiator との違いを説明し、すでに見たシゴニオの定義やオトマンの説明を採用し、「Itaque ut Romae fuit mercatorum collegium, sic in provinciis conventus negotiorum」として、それぞれの collegium, conventus の存在に言及している¹⁶³⁾。そして negotiatores の項目では、大規模であること (mercatores locupletiores, qualem negotiatoem magnarium appellat ... Hi mercaturam amplam, sive negotiationem exercebant) に加え、違いについて mercatores を指示するが、Scheller に比べ時代の変遷は分かりにくい。

すでにこれまでも利用したが、バーゼル大学神学教授ホフマン (Johann Jacobus Hoffmann, 1635–1706) による *Lexicon Universale* の negotiantes の項目は¹⁶⁴⁾, 冒頭で「キケロにとっては高利貸しのことである」(Ciceroni foenerantes) として例の『アッティクス宛書簡集』5巻21から始める。しかし、D.2.13.4pr. と D.2.13.6.3 から negotiatio の説明に移り、スカプティウス、ブルートゥス、サラミス人といった protagonistis に言及し、時代や地域の区別なく金融業としての negotiatio が強調される。また D.17.2.52.4 から様々な商人の用例が挙げられる。ところが、その後、オトマンを挙げて、『キケロ弁論註解』で先に見たように、「negotiator とは、属州に自己の財産の本拠と住所を有する者であって、ローマには戸口調査の時以外、云々」¹⁶⁵⁾、「mercator とは、

162) Samuel Pitiscus, *Lexicon Antiquitatum Romanorum*, tom. II, Hagae-Comitum 1737. s.v. mercatores fol. 555b–556a, s.v. negotiatores fol. 631a.

163) mercatores の collegium の設立については、Claudius と Servilius が執政官の年 (259年) を伝える Liv. 11.27などを挙げる。negotiator については、Sigon. de Ant. iur. civ. Rom. 11.10 が ibid. 1.14 が挙げられる。

164) 初版とも言える別書名の1677年バーゼル版 *Lexicon universale historico-geographico-chronologico-poetico-philologicum*, Basilea 1677 には negotiantes, negotiator などの項目はなく、参照したものは書名も長く、内容的に相当に充実している。*Lexicon Universale Historiam-sacram et profanam et c.*, tom. III, Lugduni Batavorum 1698, fol. 298ab.

165) Hofmannus, *Lexicon*, supra not. 57, s.v. Negotiantes. «Negotiatores dicebantur

時には、商品を輸出又は輸入する目的で、ローマから数か月間属州に旅をすることはあっても、ローマに自己の本拠と住所を有する者である」¹⁶⁶⁾とし、conventusの設置、『マニリウス法』(VII.17)における negotiator と publicanus の区別など、オトマンの説明を踏襲する¹⁶⁷⁾。

これらに対して古代のいくつかの事典を編纂し、Quarterly Review の編者でもあった、イングランドの William Smith (1813–1893) による *A Dictionary of Greek and Roman Antiquities* の negotiatores の項目は¹⁶⁸⁾、対応するギリシヤ単語 οἱ πραγματευόμενοι と ἐργαζόμενοι に続き、冒頭、特に共和政末期には属州で投機的に金銭消費貸借や穀物取引に携わった者を意味したとし、名を挙げつつエルネステイの成果の一部を忠実に反映させている。いわゆる RE つまり *Paulys Realencyclopädie der classischen Altertumswissenschaft* には negotiator の項目はなく、mercator にも説明はないに等しい¹⁶⁹⁾。これ

cives Romani, qui in provinciis sedem ac domicilium fortunarum suarum habebant; neque Romam fere, nisi census tempore, h. e. quinto quoque anno veniebant.

166) Hofmannus, *Lexicon*, supra not. 57, s.v. Negotiantes. «... At Mercatores, Romae domicilium familiamque suam habebant, inde nonnunquam ad menses aliquot in provincias excurrentes, mercium exportandarum vel importandarum causa.»

167) もっとも、エルネステイも利用していた『フォンテイウス弁護』(V.11)は、publicanus との区別だけでなく arator との混同 (Negotiatores dici Aratores) にも用いられている。

168) William Smith, *A Dictionary of Greek and Roman Antiquities*, London 1891, fol. 226a–b, s.v. negotiatores. この項目は、1842年(初版)や1848年版にはなかったが、1859年版に現れ、その後の1891年版では末尾に Ernesti の他に、キケロが属州で直面した暴利行為の事件を述べる Marquardt, [*Römische*] *Staatsverwaltung* Bd. I, 2. Aufl. [Leipzig 1881] S. 542 が援用され、より詳しい内容になっている。「signified specially during the later times of the republic Roman citizens settled in the provinces, who lent money upon interest or bought up corn on speculation (Caes. B. G. vii. 3), which they sent to Rome as well as to other places. Their chief business, however, was lending money upon interest as usurers; and hence we find the words *negotia*, *negotiatio*, and *negotiarum* used in this sense. ... That the word *negotiatores* was, during the later times of the Republic, always used in the signification above given, is amply proved by Ernesti in the treatise quoted below, ... Hence the *negotiatores* in the provinces corresponded to the *argentarii* and *generatores* at Rome»

169) Georg Wissowa et al. (Hrsg.), *Paulys Realencyclopädie der classischen Altertumswis-*

に対して New Pauly には、ローマ商法史・経済史の専門家 Jean Andreau による項目 negotiator が加わり、用語が共和政末期に現れ、アウグストゥス期に意味に変化が生じたことから始まる比較的充実した説明を得ることができる¹⁷⁰⁾。Negotiator が紀元前 30 年から 20 年の間にイタリアや属州で暮らす merchants にも使われるようになるとするが、証左はほぼ碑文史料である。

最後に OCL の項目 negotiator は the businessmen of the Roman world とした後に直ちに、共和政期の文献史料とりわけキケロには、イタリア人又はローマ人であってすべての属州に居住する negotia gerunt であるとの説明がなされ、その金融や投資活動が例示されるものの、negotia が広範な活動を意味することから、金融と穀物取引輸送関連といった限定は否定され、明確な定義はほぼ見られないとの認識である¹⁷¹⁾。

旧体制下で編纂された辞典や事典は、今日の参考文献との対比でも時に参照の価値があること、加えて、スエトニウス『皇帝列伝』について示されたように、初期刊本の註記や註解が、初学者にとっても今なお読む価値のある所見を述べていることを指摘しておこう。

〔付記〕 本稿は、2022 年度 南山大学パッヘ研究奨励金 I-A-2 の研究成果である。なお筆者がエルネステイを最初に知ったのは Graecum Lexicon Manuale, Lipsiae 1754 の編者（増補改訂者）としてであり、これは今なお有益な希羅・羅希辞典である。

senshaft, Bd. XV. 1, Mazaio–Mesyros, Stuttgart 1931, Bd. XVI. 2 Mystagogos–Nereae, Stuttgart 1935.

170) *Banking and Business in the Roman World*, Cambridge 1999, Ann Arbor 2010, *Banque et affaires dans le monde romain (IV^e siècle av. J.-C. – III^e siècle ap. J.-C.)*, Paris 2001, の著者 Jean Andreau による項目のオリジナルは英語であるが独訳が先行出版されている。S. v. Negotiator, in: Cancik et al. (Hrsg.), *Der Neue Pauly*, Bd. 8, Stuttgart 2000, Sp. 783–785, Christine F. Salazar et al. (ed.), *Brill's New Pauly: Antiquity*, vol. 9, Leiden 2006, col. 611–614. 彼の説明前後の説明は、前註 146 を見よ。

171) S. v. negotiatores (Antony J. S. Spawforth et al.), *The Oxford Classical Dictionary*, supra not. 10, p. 1004b–1005a.